

こ 支 虐 第 201 号
令和 7 年 5 月 14 日

各 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長 殿

こども家庭庁長官

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（指定都市市長、中核市市長及び児童相談所設置市市長を除き、特別区を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

（通則）

- 1 令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業、児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業、児童相談所等における ICT 化推進事業、虐待・思春期問題情報研修センター事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）、共働き家庭里親等支援強化事業、ヤングケアラー支援体制強化事業、障害児安全安心対策事業、障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業、地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業及び障害児支援人材確保・職場環境改善等事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待防止対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は次の事業を対象とする。
 - （1）児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業
令和 5 年 12 月 26 日こ支虐第 220 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業実施要綱」に基づき、都道府県、市町村（特別区を含む。）が行う児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業
 - （2）児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業
令和 7 年 2 月 13 日こ支虐第 33 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が行う児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業
 - （3）児童相談所等における ICT 化推進事業
（ア）令和 7 年 2 月 13 日こ支虐第 34 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等における ICT 化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童相談所等における ICT 化推進事業（こども家庭セ

ンター分を除く。)

- (イ) 令和7年2月13日こ支虐第34号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等におけるICT化推進事業実施要綱」に基づき、市町村（特別区を含む。）が行う児童相談所等におけるICT化推進事業
 - (ウ) 令和7年2月13日こ支虐第34号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等におけるICT化推進事業実施要綱」に基づき、民間団体が行う児童相談所等におけるICT化推進事業に対して、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が補助する事業
 - (エ) 令和7年2月13日こ支虐第34号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等におけるICT化推進事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う児童相談所等におけるICT化推進事業（母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所分に限る。）に対して都道府県が補助する事業
- (4) 虐待・思春期問題情報研修センター事業
- 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人横浜博萌会が行う児童虐待防止対策支援事業（虐待・思春期問題情報研修センター事業の要保護児童等に関する情報共有システムの整備分に限る。）に対して横浜市が補助する事業
- (5) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
- (ア) 平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知別紙「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」に基づき、都道府県が行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
 - (イ) 平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知別紙「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」に基づき、都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（以下「都道府県が適当と認める団体」という。）が行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業に対して都道府県が補助する事業
- (6) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
- (ア) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う事業
 - (イ) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行い又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - (ウ) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行い又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う事業（里親負担軽減事業に限る。）

（エ） 令和 7 年 2 月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、北海道、札幌市、旭川市及び函館市が行う事業（熱中症防止対策支援事業に限る。）

（オ） 令和 7 年 2 月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、北海道管内の市（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）が行い又は助成する事業に対して北海道が補助する事業（熱中症防止対策支援事業に限る。）

（カ） 令和 7 年 2 月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（性被害防止対策支援事業に限る。）

（キ） 令和 7 年 2 月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が補助する事業（性被害防止対策支援事業に限る。）

（7）共働き家庭里親等支援強化事業

令和 7 年 2 月 13 日こ支家第 59 号こども家庭庁支援局長通知別紙「里親養育包括支援（フォスタリング）事業（共働き家庭里親等支援強化事業分）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う共働き家庭里親等支援強化事業

（8）ヤングケアラー支援体制強化事業

令和 7 年 2 月 14 日こ支虐第 38 号こども家庭庁支援局長通知別紙「ヤングケアラー支援体制強化事業（令和 6 年度補正予算）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市町村（特別区を含む。）が行うヤングケアラー支援体制強化事業

（9）障害児安全安心対策事業

（ア） 令和 6 年 3 月 29 日こ支障第 73 号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、北海道、札幌市、旭川市及び函館市が行う事業（熱中症防止対策支援事業に限る。）

（イ） 令和 6 年 3 月 29 日こ支障第 73 号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、北海道管内の市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）が行い又は助成する事業に対して北海道が補助する事業（熱中症防止対策支援事業に限る。）

- (ウ) 令和6年3月29日こ支障第73号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が行う事業（性被害防止対策支援事業に限る。）
- (エ) 令和6年3月29日こ支障第73号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県又は市町村（特別区を含む。）が補助する事業（性被害防止対策支援事業に限る。）
- (10) 障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業
 - (ア) 令和7年2月26日こ支障第36号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業
 - (イ) 令和7年2月26日こ支障第36号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業
- (11) 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業
 - (ア) 令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うICT導入モデル事業
 - (イ) 令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うICT導入モデル事業のための研修事業
 - (ウ) 令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」に基づき、市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）若しくは社会福祉法人等が行うICT導入モデル事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業
 - (エ) 令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うオンライン環境整備事業
 - (オ) 令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」に基づき、市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）若しくは社会福祉法人等が行うオンライン環境整備事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業
- (12) 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業
 - 令和7年2月26日こ支障第38号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」に基づき、障害児支援事業所・施設が行う障害児支援人材確保・定着の基盤を構築する事業に対して都道府県が実施する又は補助する事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

ただし、算出された別表の第3欄の種目ごと(3の(3)の(ウ)、(エ)、(6)の(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(9)及び(11)の(ア)、(ウ)、(エ)、(オ)については施設又は事業所ごと)の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(3)の(ウ)、(エ)、(4)、(5)の(イ)、(6)の(ア)、(イ)、(エ)～(キ)、(9)の(イ)、(エ)、(10)、(11)の(ア)、(ウ)及び(オ)以外の事業

ア 別表の第4欄に定める基準額と、第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(3)の(ウ)の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県等が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 3の(3)の(エ)の事業

ア 市町村ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に8分の5を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 3の(4)の事業

ア 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額と横浜市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(5) 3の(5)の(イ)の事業

ア 都道府県が適当と認める団体ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(6) 3の(6)の(ア)、(エ)、(カ)、(10)の(ア)及び(11)の(ア)の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と、第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(7) 3の(6)の(イ)、(オ)及び(9)の(イ)の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(8) 3の(6)の(キ)の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(9) 3の(9)の(エ)の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(10) 3の(10)の(イ)の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(11) 3の(11)の(ウ)及び(オ)の事業

ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県、指定都市及び中

核市が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 別表第2欄に定める中区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式第8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (6) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法

施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 都道府県は、都道府県が適当と認める団体が行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を廃止する場合には、都道府県が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び貸付金の貸付計画等をこども家庭庁長官に報告するとともに、事業を廃止する時期までの国庫補助金の額の合計額を限度としてこども家庭庁が定める額を国庫に返還しなければならない。

(10) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、(2)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(2)、(3)、(5)及び(6)中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、(6)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(11) 都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、間接補助金を民間団体若しくは都道府県又は市町村が適当と認める団体に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

(ア) (2)から(7)及び(9)に掲げる条件

この場合において(2)、(3)、(5)、(6)及び(9)中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」又は「市町村長」と、(6)及び(9)中「国庫」とあるのは「都道府県」又は「市町村」と、(4)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」又は「市町村長の承認」と、(5)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(9)中「都道府県は」とあるのは「都道府県が適当と認める団体は」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(イ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の既定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(12) (10) 及び (11) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(13) 横浜市は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければ

ばならない。

- (14) 横浜市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2) から (8) までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において、(2)、(3)、(5) 及び (6) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「横浜市長」と、「国庫」とあるのは「横浜市」と、(4) 中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「横浜市長の承認」と、(5) 中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (15) (14) により付した条件に基づき横浜市長が承認をする場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (16) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の場合

別紙様式第2による申請書及び関係書類を別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(2) 上記以外の市町村の場合

市町村長は、別紙様式第3による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い、別紙様式第4又は別紙様式第5による申請書及び関係書類を別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 こども家庭庁長官は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の場合

別紙様式第6による報告書を、令和8年4月10日(5の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(2) 上記以外の市町村の場合

市町村長は、別紙様式第7による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、令和8年4月10日(5の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(補助金の返還)

11 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

1 区分	2 中区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	次により算出された額の合計額 ① 児童相談所におけるＡＩを活用した全国統一ツールに係る改修 1 自治体当たり 19,250,000 円 ② 要保護児童等に関する情報共有システムに係る改修 1 自治体当たり 7,700,000 円 ※ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市において、①と②両方のシステムに係る改修を実施する場合には、①の基準額を適用する。	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	1 / 2
	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業	次により算出された額の合計額 ① 警察署等への端末整備 1 自治体当たり 30,550,000 円 ② 児童相談所システム改修 1 自治体当たり 20,460,000 円 ※ 都道府県において、①と②両方を実施する場合には、①と②を合算した基準額を適用する。	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、委託料及び備品購入費等	1 / 2
	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	次により算出された額の合計額 児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業 1 か所当たり 1,000,000 円	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業に必要な備品購入費等	3 の（３）の（ア）及び（イ）の事業（都道府県及び市町村（特別区を含む）実施分） 1 / 2 3 の（３）の（ウ）の事業（間接補助分（民間団体実施分）） 2 / 3 3 の（３）の（エ）の事業（間接補助分（市町村実施分）） 4 / 5

虐待・思春期問題情報研修センター事業	虐待・思春期問題情報研修センター事業	次により算出された額の合計額 社会福祉法人横浜博萌会（間接補助） 要保護児童等に関する情報共有システムの整備 120,000,000 円	情報共有システム構築事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費等	定額
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県実施分）	次により算出された額の合計額 1 生活支援費 1人当たり月額 50,000 円 また、医療機関を定期的に受診する者は、上記の月額に医療費等の実費を合算した額とする。 2 家賃支援費 1人当たり月額 家賃相当額（管理費及び共益費を含む） ただし、生活保護制度における貸付対象者の居住地の住宅扶助基準「家賃、間代、地代等の額」に掲げる額（都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該額）の範囲内とする。 3 資格取得支援費 1人当たり 資格取得に要する実費 ただし、上限 250,000 円とする。 4 事務費 1 都道府県当たり 4,800,000 円	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費	9/10
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）	次により算出された額の合計額に 9/10 を乗じて得た額 1 生活支援費 1人当たり月額 50,000 円 また、医療機関を定期的に受診する者は、上記の月額に医療費等の実費を合算した額とする。 2 家賃支援費 1人当たり月額 家賃相当額（管理費及び共益費を含む） ただし、生活保護制度における貸付対象者の居住地の住宅扶助基準「家賃、間代、地代等の額」に掲げる額（都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該額）の範囲内とする。	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費	定額

		3 資格取得支援費 1人当たり 資格取得に要する実費 ただし、上限 250,000 円とする。 4 事務費 1 都道府県当たり 4,800,000 円	及び修繕料)、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費 （注）都道府県が適当と認める団体が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県が総事業費の1/10相当を別途補助する場合に限る。	
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）	次により算出された額の合計額 1 里親支援センター ① 開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合 1 か所当たり 8,000,000 円 ② 開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合 1 か所当たり 8,000,000 円 2 社会的養護自立支援拠点事業所 ・ 開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合 1 か所当たり 8,000,000 円 3 妊産婦等生活援助事業所 ・ 開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合 1 か所当たり 8,000,000 円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）に必要な改修費、設備整備費及び備品購入費	1 / 2 又は 1 / 3 （注1） （市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3） （1 ①の事業を実施する場合 3 / 4）
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）	次により算出された額の合計額 1 自治体当たり 500,000 円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）に必要な備品購入費（備品の運送費、備品の設置・据え付け・工事費を含む）	1 / 2

		児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）	次により算出された額の合計額 1 か所当たり 1,000,000 円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）に必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金、交付金	1 / 2 （北海道管内の市が行う事業に対して北海道が補助する場合 2 / 3
		児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）	次により算出された額の合計額 1 か所当たり 100,000 円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）に必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金、交付金	1 / 2 （都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県等が補助する場合 2 / 3
	共働き家庭里親等支援強化事業	共働き家庭里親等支援強化事業	次により算出された額の合計額 1 か所あたり 10,000,000 円	共働き家庭里親等支援強化事業に必要な給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷	10/10

				製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、補助金	
ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー支援体制強化事業	次により算出された額の合計額 1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業 （1）実態調査・把握 1 都道府県、指定都市あたり 6,100,000 円 1 中核市、特別区あたり 3,153,000 円 1 市町村あたり 1,709,000 円 （2）実態調査スタートアップ加算 1 都道府県、指定都市あたり 2,123,000 円 1 中核市、特別区あたり 1,930,000 円 1 市町村あたり 1,737,000 円 2 ヤングケアラー支援体制構築事業 （1）18 歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行う ヤングケアラー・コーディネーターの配置 1 都道府県あたり 7,896,000 円	ヤングケアラー支援体制強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費、燃料費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金等	2 / 3	
障害児安全安心対策事業	障害児安全安心対策事業 （熱中症防止対策支援事業分）	次により算出された額の合計額 1 か所当たり 1,000,000 円	障害児安全安心対策事業（熱中症防止対策支援事業分）に必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金、交付金	1 / 2 北海道管内の市町村が行う事業に対して北海道が補助する場合 2 / 3	

		障害児安全安心対策事業 (性被害防止対策支援事業分)	次により算出された額の合計額 1 か所当たり 100,000 円	障害児安全安心対策事業 (性被害防止対策支援事業分)に必要な需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費、補助金、交付金	1 / 2 (市町村(特別区を含む)が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3)
	障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業	障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業	こども家庭庁長官が必要と認めた額	障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	10/10
	地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業	ICT 導入モデル事業(直接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分)	次により算出された額の合計額 1 施設又は事業所当たり 1,000,000 円	ICT 導入モデル事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	1 / 2
		ICT 導入モデル事業のための研修事業	次により算出された額の合計額 1 自治体当たり 272,000 円	ICT 導入モデル事業のための研修事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	1 / 2

		ICT 導入モデル事業（間接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分）	次により算出された額の合計額 1 施設又は事業所当たり 1,000,000 円	ICT導入モデル事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	2／3
		オンライン環境整備事業（直接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分）	次により算出された額の合計額 児童発達支援センター等1箇所当たり 800,000 円	オンライン環境整備事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	1／2
		オンライン環境整備事業（間接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分）	次により算出された額の合計額 児童発達支援センター等1箇所当たり 800,000 円	オンライン環境整備事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	2／3
	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業	次により算出された額の合計額 1. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分） こども家庭庁長官が必要と認めた額 2. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（都道府県支援分） こども家庭庁長官が必要と認めた額	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、補助金、交付金	10/10

（注1）「里親委託加速化プラン」の採択を受けている都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う1②の事業については、補助率を2／3 とする。

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金調書

都道府県（指定都市・中核市・児童相談所設置市・市区町村）名

国		補助率	地 方 公 共 団 体								備 考
			歳 入			歳 出					
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 額 の		科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち国庫補助金相当額	支 出 済 額	うち国庫補助金相当額	
	円		円	円		円	円	円	円		

(注)

1. 「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
2. 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式第2

番 号
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
- 2 令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金所要額調書（別表1）
- 3 令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金所要額明細書（別表2）

（添付書類）

- （1）当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- （2）その他参考となる資料

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金調査

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名						
区 分	中区分	事 業 名	国庫補助 基本額	A	国庫補助 所等額	
				円	円	
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携 基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携 基盤構築事業		※1	※2	
		児童相談所と警察との児童虐待 にかから情報共有システム構築 事業		※3	※4	
		児童相談所との児童虐待 にかから情報共有システム構築 事業				
	児童相談所等におけるICT化 推進事業	児童相談所等におけるICT化 推進事業	都道府県・指定都市・中核市・ 児童相談所設置市分	※5	※6	
			民間団体分（間接補助分）	※7	※8	
			市町村分（間接補助分）	※9	※10	
	虐待・児童期問題情報研修セン ター事業	虐待・児童期問題情報研修セン ター事業	横浜博覧会分（間接補助分）	※11	※12	
	児童養護施設受入者等に対する 自立支援資金貸付事業	児童養護施設受入者等に対する 自立支援資金貸付事業	都道府県分	※13	※14	
			民間団体分（間接補助分）	※15	※16	
	児童養護施設等の生活向上のた めの環境改善事業（改正児童福 祉法関連施設・事業所開設等支 援事業等分）		開設するために必要な設備整備 及び備品の購入を行う場合	※17	※18	
			開設又は運営に当たり、必要な 改修等を行う場合（「児童委託 施設化プラン」の採択を受けて いない場合）	※19	※20	
			開設又は運営に当たり、必要な 改修等を行う場合（「児童委託 施設化プラン」の採択を受けて いる場合）	※21	※22	
			改正児童福祉法関連施設・事業 所開設等支援事業（社会的養護 自立支援拠点事業所分）	※23	※24	
			改正児童福祉法関連施設・事業 所開設等支援事業（妊産婦等生 活援助事業所分）	都道府県・指定都市・中核市・ 児童相談所設置市分（直接補助 分）	※25	※26
				市町村分（間接補助分）	※27	※28
				※29	※30	
			母親負担軽減事業			
			北海道、札幌市、旭川市、函館 市分	※31	※32	
			市分（間接補助分）	※33	※34	
			都道府県、指定都市、中核市、 児童相談所設置市分	※35	※36	
			都道府県等が実施主体として認 めた者が行う事業分（間接補助 分）	※37	※38	
				※39	※40	
	ヤングケアラー支援体制強化事 業	ヤングケアラー実態調査・研修 推進事業（実態調査・把握、実 態調査スタートアップ加算分）		※41	※42	
		ヤングケアラー支援体制構築事 業（都道府県における18歳以上 のヤングケアラー支援分）		※43	※44	
	障害児安全安心対策事業	北海道、札幌市、旭川市、函館 市分	※45	※46		
		市町村分（間接補助分）	※47	※48		
		都道府県、指定都市、中核市分	※49	※50		
	障害児支援事業所等におけるICT を活用した発達支援推進モデル 事業	都道府県等が実施主体として認 めた者が行う事業分（間接補助 分）	※51	※52		
			※53	※54		
			※55	※56		
	地域障害児支援体制充実のため のICT化推進事業	障害児支援分野のICT導入モ デル事業（直接補助分）		※57	※58	
		障害児支援分野のICT導入モ デル事業（間接補助分）		※59	※60	
		都道府県・指定都市・中核市が 実施した研修会	※61	※62		
児童発達支援センター等におけ るオンライン環境整備事業（直 接補助分）		※63	※64			
障害児支援人材確保・職場環境 改善等事業	児童発達支援センター等におけ るオンライン環境整備事業（間 接補助分）		※65	※66		
	障害児支援人材確保・職場環境 改善等事業（障害児支援事業 所・施設分）	※67	※68			
	障害児支援人材確保・職場環境 改善等事業（都道府県支援分）					
	合 計					

（記載上の注意）
1. A欄及びB欄には、別表2により算出した額（※1から※68）を記入すること。

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

対象システム	実施内容	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額 (C－D)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (I ×1/2)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		円	円	円	円	円	円	※ 1 円	※ 2 円

- （記載上の注意）
- 1. 本表には、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業のうち、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
 - 2. A 欄には、対象システムとして「①児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツール」、「②要保護児童等に関する情報共有システム」又は「③①と②両方のシステムに係る改修」を選択し、記入すること。
 - 3. B 欄には、「システム改修の実施方法」、「システム改修内容」、「改修により期待される効果」の 3 点について簡潔に記載すること。
 - 4. E 欄には、C 欄から D 欄を差し引いた額を記入すること。
 - 5. G 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 - 6. H 欄には、E 欄、F 欄及び G 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 7. I 欄には、H 欄の額を記入すること。
 - 8. J 欄には、I 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1，000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

対象システム	実施内容	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額 (C－D)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (I ×1/2)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		円	円	円	円	円	円	※ 3 円	※ 4 円

- （記載上の注意）
- 1. A 欄には、対象システムとして「①警察署等への端末整備（都道府県のみ）」、「②児童相談所システム改修」又は「③①と②両方実施（都道府県のみ）」を選択し、記入すること。
 - 2. B 欄には、「システム構築の概要」、「システム構築により期待される効果」の 2 点について簡潔に記載すること。
 - 3. E 欄には、C 欄から D 欄を差し引いた額を記入すること。
 - 4. G 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 - 5. H 欄には、E 欄、F 欄及び G 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 6. I 欄には、H 欄の額を記入すること。
 - 7. J 欄には、I 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別等	事業所等名	実施内容	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額 (B－C)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (G×1/2)
		A	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円
合 計									※ 5	※ 6

（記載上の注意）

1. 本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業のうち、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. A 欄には、実施内容について、簡潔に記入すること。（例：安全確認等を行う外出先での記録のためのタブレット端末をリース）
3. D 欄には、B 欄から C 欄を差し引いた額を記入すること。
4. F 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
5. G 欄には、D 欄、E 欄及び F 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
6. H 欄には、G 欄の額を記入すること。
7. I 欄には、H 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

①児童相談所等における I C T 化推進事業（間接補助・民間団体実施分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

市町村名	施設種別等	事業所等名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県等補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (I×2/3)
			A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円
合 計											※ 7	※ 8

- (記載上の注意)
- 1. 本表には、児童相談所等における I C T 化推進事業（間接補助・民間団体実施分）のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
 - 2. C 欄には、実施施設ごとに A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
 - 3. E 欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
 - 4. F 欄には、実施施設ごとに C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 5. G 欄には、F 欄の額に 3 / 4 を乗じた額を記入すること。
 - 6. I 欄には、G 欄と H 欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
 - 7. J 欄には、I 欄の額に 2 / 3 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・市及び福祉事務所設置町村実施分） ※母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所分

市町村名	公立・私立 の別	施設名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差 引 額 (Ａ－Ｂ)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	(F×5/8)	都道府県 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (I×4/5)
			A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円
市町村計												
市町村計												
市町村計												
市町村計												
市町村計												
市町村計												
合 計											※9	※10

(記載上の注意)

1. 本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・市及び福祉事務所設置町村実施分）のみを記入すること。

2. C欄には、実施施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。

3. E欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

4. F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。

5. G欄には、F欄の市及び福祉事務所を設置する町村の合計額に5／8を乗じた額を記入すること。

6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。

7. J欄には、I欄の額に4／5を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

虐待・思春期問題情報研修センター事業（横浜市）

（単位：円）

総事業費	その他の収入額	差 引 額（A－B）	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	備 考
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
	0						※11	※12	

（記載上の注意）

- 1. E 欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
- 2. F 欄には、C 欄、D 欄及び E 欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3. H 欄には、F 欄と G 欄を比較して少ない方の額を記入する。
- 4. I 欄には、H 欄の額と同額を記入する。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

①児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県等実施分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

自治体名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G×9/10)
	A	B	C	D	E	F	G	H
	円	円	円	円	円	円	※13 円	※14 円

- （記載上の注意）
- 1. 本表には、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県等実施分）のみを記入すること。
 - 2. C 欄には、A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
 - 3. E 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 - 4. F 欄には、C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 5. H 欄には、G 欄の額に 9/10 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）

団体名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	都道府県 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円
合 計								※15	※16

（記載上の注意）

1. 本表には、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）のみを記入すること。
2. C欄には、各団体ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、各団体ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. H欄には、F欄とG欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
6. I欄には、H欄の額と同額を記入すること。（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

(1) 里親支援センター

① 開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合

事業所等名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A - B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G × 3/4)
	A	B	C	D	E	F	G	H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※17	※18

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の事業のみ記入すること。
2. C 欄には、事業所等ごとに A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
3. E 欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（8, 000, 000 円）を記入すること。
4. F 欄には、事業所等ごとに C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G 欄には、事業所等ごとに F 欄の額を記入すること。
6. H 欄には、G 欄の額に 3/4 を乗じた額を記入すること。（1, 000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

(1) 里親支援センター

② 開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）

事業所等名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入予定額 B 円	差 引 額 (A－B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 (G×1/2) H 円
合計							※19	※20

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）の事業のみ記入すること。
2. C欄には、事業所等ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（8,000,000円）を記入すること。
4. F欄には、事業所等ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、事業所等ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

(1) 里親支援センター

③ 開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）

事業所等名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入予定額 B 円	差 引 額 (A－B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 (G×2/3) H 円
合計							※21	※22

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）の事業のみ記入すること。
2. C欄には、事業所等ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（8,000,000円）を記入すること。
4. F欄には、事業所等ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、事業所等ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

（２）社会的養護自立支援拠点事業所

事業所等名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G×1/2)
	A	B	C	D	E	F	G	H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※23	※24

（記載上の注意）

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、社会的養護自立支援拠点事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の事業のみ記入すること。
2. C 欄には、事業所等ごとに A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
3. E 欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（8, 000, 000 円）を記入すること。
4. F 欄には、事業所等ごとに C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G 欄には、事業所等ごとに F 欄の額を記入すること。
6. H 欄には、G 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1, 000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

（3）妊産婦等生活援助事業

① 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分

事業所等名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G×1/2)
	A	B	C	D	E	F	G	H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※25	※26

（記載上の注意）

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が妊産婦等生活援助事業を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の直接補助事業のみ記入すること。
2. C 欄には、事業所等ごとに A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
3. E 欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（8, 0 0 0, 0 0 0 円）を記入すること。
4. F 欄には、事業所等ごとに C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G 欄には、事業所等ごとに F 欄の額を記入すること。
6. H 欄には、G 欄の額に 1 / 2 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

(3) 妊産婦等生活援助事業
② 市町村分(間接補助分)

事業所等名 (市及び福祉事務所 設置町村名)	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入予定額 B 円	差 引 額 (A－B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	(F×3/4) G	都道府県 補助予定額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所要額 (G×2/3) J
合計							円	円	※27 円	※28 円

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分)のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が妊産婦等生活援助事業を開業するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う事業に対して都道府県が補助する事業(市町村の間接補助事業)のみを記入し、都道府県が行う事業(都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市の直接補助事業)については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額(8,000,000円)を記入すること。
4. F欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

自治体名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G×1/2)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円
							※29	※30

- （記載上の注意）
1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）について、記入すること。
 2. C 欄には、A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
 3. E 欄には、本通知に定める基準額（5 0 0, 0 0 0 円）を記入すること。
 4. F 欄には、C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 5. G 欄には、F 欄の額を記入すること。
 6. H 欄には、G 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）
①北海道、札幌市、旭川市、函館市分

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (A－B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (G×1/2)	設置室数	設置台数	導入内容 (具体的な内容を記載)
		A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	部屋	台	
合 計								※31	※32			

- （記載上の注意）
1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
 2. C欄には、対象施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
 3. E欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（1, 0 0 0, 0 0 0円）を記入すること。
 4. F欄には、対象施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 5. G欄には、対象施設ごとにF欄の額を記入すること。
 6. H欄には、G欄の額に1／2 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②市分（間接補助分）

市名	施設種別	対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (I×2/3)	設置室数	設置台数	導入内容 (具体的な内容を記載)
			A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G	H	I	J	部屋	台	
合 計									円	円 ^{※33}	円 ^{※34}	円			

- （記載上の注意）
1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）のうち、間接補助分のみを記入すること。
 2. C欄には、対象施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
 3. E欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（1, 0 0 0, 0 0 0円）を記入すること。
 4. F欄には、対象施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 5. G欄には、F欄の市の合計額に3／4 を乗じた額を記入すること。
 6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
 7. J欄には、I欄の額に2／3 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
2. A欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
3. B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
4. F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
5. H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（100,000円）を記入すること。
6. I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
7. J欄には、対象施設ごとにI欄の額を記入すること。
8. K欄には、J欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（10,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
9. L欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
10. M欄には、導入内容を記載すること。

②都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）

施設種別	設置主体 (公立、私立の別)	対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (D－E)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	(I×3/4)	都道府県等補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (L×2/3)	導入備品内容 (主な購入物品)					導入内容 (その他の具体的な内容を記載)
													N					
A	B	C	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J	K	L	M	バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
合 計									円	円	円	円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養育施設等の生活向上のための増改築事業（性格防止対策支援事業分）のうち、間接補助分のみを記入すること。
2. 本表には実費（建設費の施設別額）を記入すること。
3. 本表には公営（自治体）又は民営（社会福祉法人等）による設置）を記入すること。
4. F欄には、対象施設とD欄からE欄を差引した額（を記入すること）。
5. H欄には、対象施設とC欄に通知に定める基準額（1,000,000円）を記入すること。
6. I欄には、対象施設とF欄、G欄及びH欄とを比較し、最も少ない額を記入すること。
7. J欄には、I欄の合計額に3％を乗じた額を記入すること。
8. L欄には、対象施設とC欄にJ欄とF欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
9. M欄には、L欄の値に2／3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
10. N欄には、事する品・サービスのC欄とI欄とを比べること。（複数選択可）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

共働き家庭里親等支援強化事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

事業所等名 A	法人等名 B	総事業費 C	寄付金その他の 収入予定額 D	差 引 額 (C－D) E	対象経費の 支出予定額 F	算定基準に よる算定額 G	選定額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助所要額 (I ×10/10) J
	円	円	円	円	円	円 10,000,000	円	円 ※39	円 ※40

- （記載上の注意）
- 1. 本表には、共働き家庭里親等支援強化事業について、記入すること。
 - 2. A 欄には、事業所等の名称を、B 欄には事業所等を運営する法人等の名称を記入すること。
 - 3. E 欄には、C 欄から D 欄を差し引いた額を記入すること。
 - 4. G 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 - 5. H 欄には、E 欄、F 欄及び G 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 6. I 欄には、H 欄の額を記入すること。
 - 7. J 欄には、I 欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

ヤングケアラー支援体制強化事業

1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）

（1）事業内容

事業内容	調査の実施機関	調査の実施期間	調査対象者	調査方法 （記名の有無）	スタートアップ 加算の活用内容	共同実施 の有無
A	B	C	D	E	F	G

1. 本表には、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. A 欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費 など）
3. B 欄から E 欄については、スタートアップ加算の活用等により調査自体の実施が次年度以降になる場合は、想定される実施内容を記入すること。
4. F 欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記入すること。（例：自治体専用の Web フォーム作成 など）

（2）申請内容

総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 （H－I）	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 （N×2/3）
H	I	J	K	L	M	N	O
円	円	円	円	円	円	円※41	円※42

1. L 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。スタートアップ加算を活用する場合は、基準額に上乗せして記入すること。
2. M 欄には、J 欄、K 欄及び L 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
3. N 欄には、M 欄の額を記入すること。
4. O 欄には、N 欄の額に 2/3 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（3）共同実施

共同実施先の 自治体名	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分）	基準額 （共同実施自治体分）
P	Q	R

- （記載上の注意）
1. P 欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
2. Q 欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額と R 欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
3. R 欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額と L 欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

2 ヤングケアラー支援体制構築事業（都道府県における18歳以上のヤングケアラー支援分）

（1）事業内容

配置場所	配置人数	実施機関	業務内容	対象年齢	対応ケース数（見込）
					0 件

（2）申請内容

総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 （A－B）	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 （G×2/3）
A	B	C	D	E	F	G	H
円	円	円	円	円	円	円※43	円※44

- （記載上の注意）
1. 本表には、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. E 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
3. F 欄には、Q 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
4. G 欄には、F 欄の額を記入すること。
5. H 欄には、G 欄の額に 2/3 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（3）共同実施

共同実施先の 自治体名	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分）	基準額 （共同実施自治体分）
I	J	K

- （記載上の注意）
1. I 欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
2. J 欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額と K 欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
3. K 欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額と L 欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

障害児安全安心対策事業

①熱中症防止対策支援事業（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (A－B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (G×1/2)	設置室数	設置台数	導入内容 (具体的な内容を記載)
		A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	部屋	台	
合 計								¥45	¥46			

（記載上の注意）

- 1．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、熱中症防止対策支援事業（直接補助分）のみを記入すること。
- 2．C欄には、実施施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3．E欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（1，000，000円）を記入すること。
- 4．F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
- 5．G欄には、対象施設ごとにF欄の額を記入すること。
- 6．H欄には、G欄の額に1／2を乗じた額を記入すること。（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②熱中症防止対策支援事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (A－B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県等補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (1×2/3)	設置室数	設置台数	導入内容 (具体的な内容を記載)
		A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円	部屋	台	
合 計										¥47	¥48			

（記載上の注意）

- 1．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、熱中症防止対策支援事業（間接補助分）のみを記入すること。
- 2．C欄には、実施施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 3．E欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（1，000，000円）を記入すること。
- 4．F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
- 5．G欄には、F欄の額に3／4を乗じた額を記入すること。
- 6．I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 7．J欄には、I欄の額に2／3を乗じた額を記入すること。（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

③性被害防止対策支援事業（直接補助分）

施設種別	設置主体 （公立、私立の別）	対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 （J×1/2）	導入備品内容 （主な購入物品）					導入内容 （その他の具体的な内容を記載）
											バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K						M
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
か所			円	円	円	円	円	円	円	円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- （記載上の注意）
1. A欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。
 2. B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記載すること。
 3. F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
 4. H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（100,000円）を記入すること。
 5. I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 6. J欄には、対象施設ごとにI欄の額を記入すること。
 7. K欄には、J欄の額に1/2を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
 8. L欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
 9. M欄には、導入内容を記載すること。
 10. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

④性被害防止対策支援事業（間接補助分）

施設種別	設置主体 （公立、私立の別）	対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	(I×3/4)	都道府県等補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 （L×2/3）	導入備品内容 （主な購入物品）					導入内容 （その他の具体的な内容を記載）
													バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M						O
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
か所			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	箇所	箇所	箇所		箇所	
0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	

- （記載上の注意）
1. A欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。
 2. B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
 3. F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
 4. H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（100,000円）を記入すること。
 5. I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 6. J欄には、I欄の額に3/4を乗じた額を記載すること。
 7. L欄には、J欄とK欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
 8. M欄には、L欄の額に2/3を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
 9. N欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
 10. O欄には、導入内容を記載すること。
 11. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

(記載上の注意)

1. 本表には、地障害発生支援事業等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業（直接補助分）のみを記入すること。
2. C欄には、実施施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

(記載上の注意)

1. 本表には、地震等支援実務事業等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業（間接補助分）のみを記入すること。
2. C欄には、実施施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、実施施設ごとにC欄とD欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. F欄には、H欄の額に10/100を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業 積算内訳書

「積算内訳」欄には、支出予定額の積算基礎を具体的に記入すること。

①障害児支援分野のICT導入モデル事業（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

(記載上の注意)

1. 本表には、地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業の障害児支援分野のICT導入モデル事業（直接補助分）のみを記入すること。
2. C欄には、実施施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の額を記入すること。
6. H欄には、C欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるとする。）

②障害児支援分野のICT導入モデル事業（間接補助分）

(記載上の注意)

1. 本表には、地域障害児支援体制充実のためのICT推進事業の障害児支援分野のICT導入モデル事業（間接補助分）のみを記入すること。
2. C欄には、実施施設ごとに本欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の額に $3/4$ を乗じた額を記入すること。
6. H欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7. J欄には、I欄の額に $2/3$ を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるとする。）

③都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会

(記載上の注意)

1. 本表には、地域障害児支援体制充実のための ICT化推進事業の、ICT導入に伴う研究会事業費のみを記入すること。
2. C欄には、A欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、C欄・D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に $\frac{1}{2}$ を乗じた額を記入すること。

④児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（直接補助分）

施設種別	施設名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G×1/2)
		A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円
合 計								※61	※62

- （記載上の注意）
1. 本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の障害児支援分野の児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（直接補助分）のみを記入すること。
 2. Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
 3. Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
 4. Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 5. Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
 6. Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

⑤児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県等 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (I×2/3)
		A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円
合 計										※63	※64

- （記載上の注意）
1. 本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の、児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）のみを記入すること。
 2. Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
 3. Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
 4. Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 5. Ｇ欄には、Ｆ欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。
 6. Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
 7. Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

障害児支援人材確保・職場環境改善等事業

（都道府県名）

種目		総事業費	寄附金その他の 収入予定額	差引額 （A－B）	対象経費の 支出予定額	算定基準による 算定額	選定額	都道府県補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	備考	補助率
		A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円		
障害児支援人材 確保・職場環境 改善等事業	障害児支援事業 所・施設分			0			0		※65 0	※66 0		10/10
	都道府県支援分			0			0		※67 0	※68 0		10/10
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0		

（記載上の注意）

1. F欄は、O欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
2. H欄は、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入する。
3. 障害児支援事業所・施設分のI欄は、H欄に10／10を乗じて得た額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
4. 都道府県支援分のI欄は、H欄に10/10を乗じて得た額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙1
障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分） 積算内訳書

費目	対象経費の 支出予定額	積 算 内 訳
報酬		
給料		
報償費		
職員手当等		
共済費		
旅費		
役務費		
使用料及び賃借料		
委託料		
需用費		
備品購入費		
合 計	0	

「積算内訳」欄には、支出予定額の積算基礎を具体的に記入すること。

別紙2
障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（都道府県支援分） 事業内容計画書

事業の具体的内容（自由記述）

別紙様式第3

番
令 和 年 月 号
日

こども家庭庁長官 殿

市 町 村 長

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円
- 2 令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金所要額調書（別表1）
- 3 令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金所要額明細書（別表2）

（添付書類）

- （1）当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- （2）その他参考となる資料

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額調書

				都道府県名
				市区町村名
区 分	中区分	事 業 名	国庫補助 基本額 A 円	国庫補助 所要額 B 円
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携 基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	※ 1	※ 2
	児童相談所等における I C T 化 推進事業	児童相談所等における I C T 化推進事業	※ 3	※ 4
	児童養護施設等の生活向上のた めの環境改善事業（改正児童福 祉法関連施設・事業所開設等支 援事業等分）	性被害防止対策支援事業（直接補助分）	※ 5	※ 6
		性被害防止対策支援事業（間接補助分）	※ 7	※ 8
	ヤングケアラー支援体制強化事 業	ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調 査スタートアップ加算分）	※ 9	※ 10
	障害児安全安心対策事業	性被害防止対策支援事業（直接補助分）	※ 11	※ 12
		性被害防止対策支援事業（間接補助分）	※ 13	※ 14
合 計				

（記載上の注意）

1. A 欄及び B 欄には、別表 2 により算出した額（※ 1 から※ 14）を記入すること。

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

市区町村名

対象システム	実施内容	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額 (C－D)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (I ×1/2)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		円	円	円	円	円	円	※ 1 円	※ 2 円

- （記載上の注意）
- 1. 本表には、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
 - 2. A 欄には、対象システムとして「要保護児童等に関する情報共有システム」を選択し、記入すること。
 - 3. B 欄には、「システム改修の実施方法」、「システム改修内容」、「改修により期待される効果」の 3 点について簡潔に記載すること。
 - 4. E 欄には、C 欄から D 欄を差し引いた額を記入すること。
 - 5. G 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 - 6. H 欄には、E 欄、F 欄及び G 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 7. I 欄には、H 欄の額を記入すること。
 - 8. J 欄には、I 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1，000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業

市区町村名

施設種別等	事業所等名	実施内容	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (B－C)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (H×1/2)
		A	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円
合 計									※3	※4

（記載上の注意）

1. 本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）について記入すること。
2. A欄には、実施内容について、簡潔に記入すること。（例：安全確認等を行う外出先での記録のためのタブレット端末をリース）
3. D欄には、B欄からC欄を差し引いた額を記入すること。
4. F欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
5. G欄には、D欄、E欄及びF欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額を記入すること。
7. I欄には、H欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

①市町村分

市町村分												市区町村名				
施設種別 A	設置主体 (公立、私立の別) B	対象施設名 C	総事業費 D 円	寄付金その他の収入予定額 E 円	差引額 (D-E) F 円	対象経費の支出予定額 G 円	算定基準による算定額 H 円	選定額 I 円	国庫補助基本額 J 円	国庫補助所率額 (J×1/2) K 円	導入備品内容 (主な購入物品) L					導入内容 (その他の具体的な内容を記載) M
											パーティション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
合　計									※5	※6	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業等）のうち、直接補助分のみを記入すること。
2. A欄には、児童養護施設等の施設種別を記入すること。
3. B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
4. C欄には、施設設置の中心となる障がい児障害児の種別を記入すること。
5. H欄には、対象施設ごとにB欄の1に定める基準額（100,000円）を記入すること。
6. I欄には、対象施設ごとにB欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7. J欄には、対象施設ごとにI欄の額を記入すること。
8. K欄には、J欄の額に1.0%を加えた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）
9. L欄には、填する事項を記入すること。（複数選択可）
M欄には、填す事項を記載すること。

②市町村が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）

施設種別	設置主体 (公立、私立の別)	対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額 (D－E)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	(I × 3/4)	市町村補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (L × 2/3)	導入備品内容 (主な購入物品)					導入内容 (その他の具体的な内容を記載)
													パーテーション	脱着扉	脱着更衣室	カメラ	その他	
A	B	C	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J	K	L	M						O

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性格発達対策支援事業等）のうちの、間接経費の額を記入すること。
2. A欄には実施年度記載の施設別数を記入すること。
3. B欄には児童の年齢別数を記入すること。又は「社会福祉法人等による設置」を記入すること。
4. F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄まで差し引いた額を記入すること。
5. H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（100,000円）を記入すること。
6. I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7. 目的の分類に3と4を兼ねた施設を記入すること。
8. L欄には、J欄とK欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
9. M欄には、J欄の額に2と3を乗じた額を記入すること。（1、100,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるとする。）
10. N欄は、算出する値の欄に記入すること。（複数記載可）
11. O欄には、算入する値を記入すること。

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

都道府県名
市区町村名

ヤングケアラー支援体制強化事業

1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）

（1）事業内容

事業内容 A	調査の実施機関 B	調査の実施期間 C	調査対象者 D	調査方法 （記名の有無） E	スタートアップ 加算の活用内容 F	共同実施 の有無 G

1. 本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
2. A欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費 など）
3. B欄からE欄については、スタートアップ加算の活用等により調査自体の実施が次年度以降になる場合は、想定される実施内容を記入すること。
4. F欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記入すること。（例：自治体専用のWebフォーム作成 など）

（2）申請内容

総事業費 H 円	寄付金その他の 収入予定額 I 円	差 引 額 （H－I） J 円	対象経費の 支出予定額 K 円	算定基準に よる算定額 L 円	選定額 M 円※9	国庫補助 基本額 N 円※10	国庫補助 所要額 （N×2/3） O 円

1. L欄には、本通知に定める基準額を記入すること。スタートアップ加算を活用する場合は、基準額に上乗せして記入すること。
2. M欄には、J欄、K欄及びL欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
3. N欄には、M欄の額を記入すること。
4. O欄には、N欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（3）共同実施

共同実施先の 自治体名 P	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分） Q	基準額 （共同実施自治体分） R

- （記載上の注意）
1. P欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
2. Q欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とK欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
3. R欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とL欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

障害児安全安心対策事業

①性被害防止対策支援事業（直接補助分）

市区町村名																
施設種別 A	設置主体 （公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額 F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	国庫補助基本額 J	国庫補助所要額 （J×1/2） K	導入備品内容 （主な購入物品） L					導入内容 （その他の具体的な内容を記載） M
											バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
か所 0			円	円	円	円	円	円	円	円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

- （記載上の注意）
1. A欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。
 2. B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記載すること。
 3. F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
 4. H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（100,000円）を記入すること。
 5. I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 6. J欄には、対象施設ごとにI欄の額を記入すること。
 7. K欄には、J欄の額に1/2を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
 8. L欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
 9. M欄には、導入内容を記載すること。
 10. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

②性被害防止対策支援事業（間接補助分）

施設種別 A	設置主体 （公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額 F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	（I×3/4） J	都道府県等補助額 K	国庫補助基本額 L	国庫補助所要額 （L×2/3） M	導入備品内容 （主な購入物品） N					導入内容 （その他の具体的な内容を記載） O
													バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
か所 0			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	箇所	箇所	箇所		箇所	箇所

- （記載上の注意）
1. A欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。
 2. B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
 3. F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
 4. H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（100,000円）を記入すること。
 5. I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 6. J欄には、I欄の額に3/4を乗じた額を記載すること。
 7. L欄には、対象施設ごとにI欄とJ欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。
 8. M欄には、L欄の額に2/3を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
 9. N欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
 10. O欄には、導入内容を記載すること。
 11. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

番 号
令 和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金の変更交付申請について

令和 年 月 日こ支虐第 号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり事業
内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

1	今回追加交付（一部取消）申請額	金	円
	既交付決定額	金	円
	変更後国庫補助所要額	金	円

2 変更を必要とする理由

3 令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金変更所要額調書（別表 1）

4 令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金変更所要額明細書（別表 2）

（添付書類）

- （1）当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- （2）その他参考となる資料

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額調書

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名							
区 分	中区分	事 業 名	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	既交付決定額	差引国庫 補助所要額 (B－C)	
			A 円	B 円	C 円	D 円	
児童虐待防止対策等支援 事業	児童相談所のシステム情報連 携基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携 基盤構築事業	※ 1	※ 2			
		児童相談所と警察との児童虐待 にかかわる情報共有システム構築 事業	※ 3	※ 4			
	児童相談所等における ICT 化推 進事業	児童相談所等における ICT 化推 進事業	都道府県・指定都市・中核市・ 児童相談所設置市分	※ 5	※ 6		
			民間団体分（間接補助分）	※ 7	※ 8		
			市町村分（間接補助分）	※ 9	※ 10		
	虐待・思春期問題情報研修セ ンター事業	虐待・思春期問題情報研修セ ンター事業	横浜博萌会分（間接補助分）	※ 11	※ 12		
	児童養護施設退所者等に対す る自立支援資金貸付事業	児童養護施設退所者等に対する自 立支援資金貸付事業	都道府県分	※ 13	※ 14		
			民間団体分（間接補助分）	※ 15	※ 16		
	児童養護施設等の生活向上の ための環境改善事業（改正児童 福祉法関連施設・事業所開 設等支援事業等分）	改正児童福祉法関連施設・事業所 開設等支援事業（里親支援セン ター分）	開設するために必要な設備整備 及び備品の購入を行う場合	※ 17	※ 18		
			開設又は運営に当たり、必要な 改修等を行う場合（「里親委託 加速化プラン」の採択を受けて いない場合）	※ 19	※ 20		
			開設又は運営に当たり、必要な 改修等を行う場合（「里親委託 加速化プラン」の採択を受けて いる場合）	※ 21	※ 22		
		改正児童福祉法関連施設・事業所 開設等支援事業（社会的養護自立 支援拠点事業所分）		※ 23	※ 24		
		改正児童福祉法関連施設・事業所 開設等支援事業（妊産婦等生活援 助事業所分）	都道府県・指定都市・中核市・ 児童相談所設置市分（直接補助 金）	※ 25	※ 26		
			市町村分（間接補助分）	※ 27	※ 28		
		里親負担軽減事業		※ 29	※ 30		
		熱中症防止対策支援事業	北海道、札幌市、旭川市、函館 市分	※ 31	※ 32		
			市分（間接補助分）	※ 33	※ 34		
	共働き家庭里親等支援強化事 業	共働き家庭里親等支援強化事業	都道府県、指定都市、中核市、 児童相談所設置市分	※ 35	※ 36		
			都道府県等が実施主体として認 めた者が行う事業分（間接補助 金）	※ 37	※ 38		
				※ 39	※ 40		
	ヤングケアラー支援体制強化 事業	ヤングケアラー実態調査・研修推 進事業（実態調査・把握、実態調 査スタートアップ加算分）		※ 41	※ 42		
		※REF！		※ 43	※ 44		
	障害児安全安心対策事業	熱中症防止対策支援事業	北海道、札幌市、旭川市、函館 市分	※ 45	※ 46		
			市町村分（間接補助分）	※ 47	※ 48		
		性被害防止対策支援事業	都道府県、指定都市、中核市分 都道府県等が実施主体として認 めた者が行う事業分（間接補助 金）	※ 49	※ 50		
	障害児支援事業所等における ICTを活用した発達支援推進 モデル事業	障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事 業		※ 51	※ 52		
				※ 53	※ 54		
	地域障害児支援体制充実のため の ICT 化推進事業	地域障害児支援体制充実のため の ICT 化推進事業	障害児支援分野の ICT 導入モ デル事業（直接補助分）	※ 55	※ 56		
			障害児支援分野の ICT 導入モ デル事業（間接補助分）	※ 57	※ 58		
			都道府県・指定都市・中核市が 実施した研修会	※ 59	※ 60		
			児童発達支援センター等におけ るオンライン環境整備事業（直 接補助分）	※ 61	※ 62		
			児童発達支援センター等におけ るオンライン環境整備事業（間 接補助分）	※ 63	※ 64		
	障害児支援人材確保・職場環 境改善等事業	障害児支援人材確保・職場環境改 善等事業（障害児支援事業所・施 設分）		※ 65	※ 66		
		障害児支援人材確保・職場環境改 善等事業（都道府県支援分）		※ 67	※ 68		
	合 計						

（記載上の注意）
1. A 欄及び B 欄には、別表 2 により算出した額（※ 1 から ※ 68）を記入すること。
2. C 欄には、既交付決定額を記入すること。
3. D 欄には、B 欄から C 欄を差し引いた額を記入すること。

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

対象システム	実施内容	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額 (C－D)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (I ×1/2)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		円	円	円	円	円	円	※ 1 円	※ 2 円

- （記載上の注意）
- 1. 本表には、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業のうち、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
 - 2. A 欄には、対象システムとして「①児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツール」、「②要保護児童等に関する情報共有システム」又は「③①と②両方のシステムに係る改修」を選択し、記入すること。
 - 3. B 欄には、「システム改修の実施方法」、「システム改修内容」、「改修により期待される効果」の 3 点について簡潔に記載すること。
 - 4. E 欄には、C 欄から D 欄を差し引いた額を記入すること。
 - 5. G 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 - 6. H 欄には、E 欄、F 欄及び G 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 7. I 欄には、H 欄の額を記入すること。
 - 8. J 欄には、I 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1，000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

対象システム	実施内容	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額 (C－D)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (I×1/2)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		円	円	円	円	円	円	※ 3 円	※ 4 円

- （記載上の注意）
- 1. A 欄には、対象システムとして「①警察署等への端末整備（都道府県のみ）」、「②児童相談所システム改修」又は「③①と②両方実施（都道府県のみ）」を選択し、記入すること。
 - 2. B 欄には、「システム構築の概要」、「システム構築により期待される効果」の 2 点について簡潔に記載すること。
 - 3. E 欄には、C 欄から D 欄を差し引いた額を記入すること。
 - 4. G 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 - 5. H 欄には、E 欄、F 欄及び G 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 6. I 欄には、H 欄の額を記入すること。
 - 7. J 欄には、I 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1，000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別等	事業所等名	実施内容	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (B－C)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (G×1/2)
		A	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円
合 計									※5	※6

（記載上の注意）

1. 本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業のうち、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. A欄には、実施内容について、簡潔に記入すること。（例：安全確認等を行う外出先での記録のためのタブレット端末をリース）
3. D欄には、B欄からC欄を差し引いた額を記入すること。
4. F欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
5. G欄には、D欄、E欄及びF欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額を記入すること。
7. I欄には、H欄の額に1／2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

①児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・民間団体実施分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

市町村名	施設種別等	事業所等名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (A－B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県等補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (I×2/3)
			A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円
合 計											※7	※8

- (記載上の注意)
- 1. 本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・民間団体実施分）のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
 - 2. C欄には、実施施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
 - 3. E欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
 - 4. F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 5. G欄には、F欄の額に3／4を乗じた額を記入すること。
 - 6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
 - 7. J欄には、I欄の額に2／3を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・市及び福祉事務所設置町村実施分） ※母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所分

市町村名	公立・私立 の別	施設名	総事業費 A 円	寄付金その他 の収入予定額 B 円	差 引 額 (A－B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	(F×5/8) G 円	都道府県 補助予定額 H 円	国庫補助 基本額 I 円	国庫補助 所要額 (I×4/5) J 円
市町村計												
市町村計												
市町村計												
市町村計												
市町村計												
市町村計												
合 計											※9	※10

- (記載上の注意)
- 1. 本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・市及び福祉事務所設置町村実施分）のみを記入すること。
 - 2. C欄には、実施施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
 - 3. E欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
 - 4. F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 5. G欄には、F欄の市及び福祉事務所を設置する町村の合計額に5／8を乗じた額を記入すること。
 - 6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
 - 7. J欄には、I欄の額に4／5を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

虐待・思春期問題情報研修センター事業（横浜市）

（単位：円）

総事業費	その他の収入額	差 引 額（A－B）	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	備 考
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
	0						※11	※12	

（記載上の注意）

- 1． E 欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
- 2． F 欄には、C 欄、D 欄及び E 欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3． H 欄には、F 欄と G 欄を比較して少ない方の額を記入する。
- 4． I 欄には、H 欄の額と同額を記入する。（1， 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

①児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県等実施分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

自治体名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G×9/10)
	A	B	C	D	E	F	G	H
	円	円	円	円	円	円	※13 円	※14 円

（記載上の注意）

1. 本表には、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県等実施分）のみを記入すること。
2. C 欄には、A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
3. E 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
4. F 欄には、C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. H 欄には、G 欄の額に 9/10 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）

団体名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	都道府県 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計								※15	※16

（記載上の注意）

1. 本表には、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）のみを記入すること。
2. C 欄には、各団体ごとに A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
3. E 欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F 欄には、各団体ごとに C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. H 欄には、F 欄と G 欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
6. I 欄には、H 欄の額と同額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

(1) 里親支援センター

① 開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合

事業所等名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G×3/4)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円
合計							※17	※18

(記載上の注意)

- 1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の事業のみ記入すること。
- 2. C 欄には、事業所等ごとに A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
- 3. E 欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（8, 0 0 0, 0 0 0 円）を記入すること。
- 4. F 欄には、事業所等ごとに C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
- 5. G 欄には、事業所等ごとに F 欄の額を記入すること。
- 6. H 欄には、G 欄の額に 3 / 4 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

(1) 里親支援センター

② 開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）

事業所等名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入予定額 B 円	差 引 額 (A－B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 (G×1/2) H 円
合計							※19	※20

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）の事業のみ記入すること。
2. C欄には、事業所等ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（8,000,000円）を記入すること。
4. F欄には、事業所等ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、事業所等ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

(1) 里親支援センター

③ 開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）

事業所等名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入予定額 B 円	差 引 額 (A－B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 (G×2/3) H 円
合計							※21	※22

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）の事業のみ記入すること。
2. C欄には、事業所等ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（8,000,000円）を記入すること。
4. F欄には、事業所等ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、事業所等ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

（2）社会的養護自立支援拠点事業所

事業所等名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G×1/2)
	A	B	C	D	E	F	G	H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※23	※24

（記載上の注意）

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、社会的養護自立支援拠点事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の事業のみ記入すること。
2. C 欄には、事業所等ごとに A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
3. E 欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（8, 000, 000 円）を記入すること。
4. F 欄には、事業所等ごとに C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G 欄には、事業所等ごとに F 欄の額を記入すること。
6. H 欄には、G 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1, 000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

（3）妊産婦等生活援助事業

① 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分

事業所等名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (A-B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (G×1/2)
	A	B	C	D	E	F	G	H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※25	※26

（記載上の注意）

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が妊産婦等生活援助事業を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の直接補助事業のみ記入すること。
2. C欄には、事業所等ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（8,000,000円）を記入すること。
4. F欄には、事業所等ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、事業所等ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

(3) 妊産婦等生活援助事業
② 市町村分（間接補助分）

事業所等名 (市及び福祉事務所 設置町村名)	総事業費 A	寄付金その他の 収入予定額 B	差 引 額 (A－B) C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	(F×3/4) G	都道府県 補助予定額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所要額 (G×2/3) J
	円	円	円	円	円	円				
合計							円	円	※27 円	※28 円

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が妊産婦等生活援助事業を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額（8,000,000円）を記入すること。
4. F欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の市及び福祉事務所を設置する町村の合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

自治体名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G×1/2)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	※29 円	※30 円

- （記載上の注意）
1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）について、記入すること。
 2. C 欄には、A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
 3. E 欄には、本通知に定める基準額（5 0 0, 0 0 0 円）を記入すること。
 4. F 欄には、C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 5. G 欄には、F 欄の額を記入すること。
 6. H 欄には、G 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）
①北海道、札幌市、旭川市、函館市分

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	対象施設名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 （A－B）	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 （G×1/2）	設置室数	設置台数	導入内容 （具体的な内容を記載）
		A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	部屋	台	
合 計								※31	※32			

- （記載上の注意）
1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
 2. C欄には、対象施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
 3. E欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（1, 0 0 0, 0 0 0円）を記入すること。
 4. F欄には、対象施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 5. G欄には、対象施設ごとにF欄の額を記入すること。
 6. H欄には、G欄の額に1／2を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②市分（間接補助分）

市名	施設種別	対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (I×2/3)	設置室数	設置台数	導入内容 (具体的な内容を記載)
			A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G	H	I	J	部屋	台	
合 計									円	円 ^{※33}	円 ^{※34}	円			

- （記載上の注意）
1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）のうち、間接補助分のみを記入すること。
 2. C欄には、対象施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
 3. E欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（1, 0 0 0, 0 0 0円）を記入すること。
 4. F欄には、対象施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 5. G欄には、F欄の市合計額に3／4 を乗じた額を記入すること。
 6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
 7. J欄には、I欄の額に2／3 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

①都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市分

施設種別	設置主体 (公立、私立の別)	対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額 (D－E)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (J×1/2)	導入備品内容 (主な購入物品)					導入内容 (その他の具体的な内容を記載)
											バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
A	B	C	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円	K 円						M
合 計									※35	※36	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

(記載上の注意)

2. 本表には、児童養育施設等の生活向上のための環境改善事業（生活被妨害対策費支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
3. 本欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
4. 目標には公益（自治体による施設）と私立（社会福祉法人等による施設）を記入すること。
5. 目標には、対象施設ごとに本通知から選択した金額を記入すること。
6. 目標には、対象施設ごとに目標値に定める基準額（100,000円）を記入すること。
7. H欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
8. J欄には、対象施設ごとにF欄の額を記入すること。
9. K欄には、J欄の額に1と2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
10. M欄には、記入内容を記載すること。

②都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）

施設種別	設置主体 (公立、私立の別)	対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (D－E)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	(I×3/4)	都道府県等補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (L×2/3)	導入備品内容 (主な購入物品)					導入内容 (その他の具体的な内容を記載)
													バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
A	B	C	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J	K	L	M						O
合 計										円	円	円	円					

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、間接補助分の額を記入すること。
2. H欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
3. B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
4. F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
5. H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（100,000円）を記入すること。
6. I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7. J欄には、I欄の合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
8. K欄には、I欄の額と比較し、いずれか少ない方を記入すること。
9. M欄には、L欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものとする。）
10. N欄には、導入する食品の種類に○をつけること。（複数選択可）
11. O欄には、導入内容を記載すること。

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

共働き家庭里親等支援強化事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

事業所等名 A	法人等名 B	総事業費 C	寄付金その他の 収入予定額 D	差 引 額 (C－D) E	対象経費の 支出予定額 F	算定基準に よる算定額 G	選定額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助所要額 (I ×10/10) J
	円	円	円	円	円	円 10,000,000	円	円 ※39	円 ※40

- （記載上の注意）
- 1. 本表には、共働き家庭里親等支援強化事業について、記入すること。
 - 2. A 欄には、事業所等の名称を、B 欄には事業所等を運営する法人等の名称を記入すること。
 - 3. D 欄には、B 欄から C 欄を差し引いた額を記入すること。
 - 4. E 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 - 5. H 欄には、F 欄、G 欄及び H 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 6. I 欄には、H 欄の額を記入すること。
 - 7. J 欄には、I 欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

ヤングケアラー支援体制強化事業

1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）

（1）事業内容

事業内容	調査の実施機関	調査の実施期間	調査対象者	調査方法 （記名の有無）	スタートアップ 加算の活用内容	共同実施 の有無
A	B	C	D	E	F	G

1. 本表には、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. A欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費 など）
3. B欄からE欄については、スタートアップ加算の活用等により調査自体の実施が次年度以降になる場合は、想定される実施内容を記入すること。
4. F欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記入すること。（例：自治体専用のWebフォーム作成 など）

（2）申請内容

総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 （H－I）	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 （N×2/3）
H	I	J	K	L	M	N	O
円	円	円	円	円	円	円	円

1. L欄には、本通知に定める基準額を記入すること。スタートアップ加算を活用する場合は、基準額に上乗せして記入すること。
2. M欄には、J欄、K欄及びL欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
3. N欄には、M欄の額を記入すること。
4. O欄には、N欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（3）共同実施

共同実施先の 自治体名	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分）	基準額 （共同実施自治体分）
P	Q	R

（記載上の注意）

1. P欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
2. Q欄には、共同実施先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とK欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
3. R欄には、共同実施先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とL欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

2 ヤングケアラー支援体制構築事業（都道府県における18歳以上のヤングケアラー支援分）

（1）事業内容

配置場所	配置人数	実施機関	業務内容	対象年齢	対応ケース数（見込）
					0 件

（2）申請内容

総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 （A－B）	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 （G×2/3）
A	B	C	D	E	F	G	H
円	円	円	円	円	円	円	円

（記載上の注意）

1. 本表には、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
3. F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
4. G欄には、F欄の額を記入すること。
5. H欄には、G欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（3）共同実施

共同実施先の 自治体名	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分）	基準額 （共同実施自治体分）
I	J	K

（記載上の注意）

1. I欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
2. J欄には、共同実施先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とK欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
3. K欄には、共同実施先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とL欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

郡道府區、指定都市、中核市、設置施設所設置市名

(記載上の注意)

1. 本表には、障害者安全安心対策事業のうち、熱中症防止対策支援事業（直接補助分）のみを記入すること。
2. C欄には、実施施設ごとにA欄からD欄まで並列した欄を記入すること。
3. E欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（1,000,000円）を記入すること。
4. F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない欄を記入すること。
5. G欄には、対象施設ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄は、G欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てたものとする。）

(記載上の注意)

1. 本表には、障害児安全安心対策事業のうち、無中絶防止対策支援事業（関係補助分）のみを記入すること。
2. G欄には、実施施設ごとにA欄からD欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（1,000,000円）を記入すること。
4. F欄には、実施施設ごとにA欄、D欄及びE欄とを差し引いた残りの額を記入すること。
5. G欄には、E欄の値の3/4（四分之三）を記入すること。
6. H欄には、G欄とF欄とを比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7. J欄には、1欄合計に2・3をそれぞれ合計する。〔1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるとする。〕

[illegible]

1	記号としての使用
2	A. 国には実質要請に類する取置を要するところ。
3	B. 自国に立入（自給自足による立入）立派（立派な国境、社会的立派、学芸立派等による設置）を要するところ。
4	D. 自国に立入（自給自足による立入）立派（立派な国境、社会的立派、学芸立派等による設置）を要するところ。
5	H. 自国には、対象国に立入（自給自足による立入）立派（立派な国境、社会的立派、学芸立派等による設置）を要するところ。
6	J. 自国には、対象国に立入（自給自足による立入）立派（立派な国境、社会的立派、学芸立派等による設置）を要するところ。
7	L. 自国には、対象国に立入（自給自足による立入）立派（立派な国境、社会的立派、学芸立派等による設置）を要するところ。
8	O. 自国には、対象国に立入（自給自足による立入）立派（立派な国境、社会的立派、学芸立派等による設置）を要するところ。
9	N. 自国には、対象国に立入（自給自足による立入）立派（立派な国境、社会的立派、学芸立派等による設置）を要するところ。
10	O. 自国には、対象国に立入（自給自足による立入）立派（立派な国境、社会的立派、学芸立派等による設置）を要するところ。

①障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

(記載上の注意)

1. 本欄には、障害児支援事業等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業（直接補助分）のみを記入すること。
2. C欄には、実施施設ごとにA欄からB欄を差引いた額を記入すること。
3. F欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄と比較していずれか少ない額を記入すること。
5. H欄には、A欄の額にB欄の額を乗じて記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

②障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業（間接補助分）

(記載上の注意)

1. 本表には、障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業（間接補助分）のみを記入すること。
2. C欄には、実施施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか0円未満の場合は、これを0円と記入すること。
5. F欄には、H欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てたものとする。）

別紙

障害児支援事業所等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業 積算内訳書

「積算内訳」欄には、支出予定額の積算基礎を具体的に記入すること。

「積算内訳」欄には、支出予定額の積算基礎を具体的に記入すること。

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

(記載上の注意)

1. 本表には、地域障害児支援体制充実のためのICT推進事業の障害児支援分野のICT導入モデル事業（直接補助分）のみを記入すること。
2. 本表には、実施施設ごとに1年度1回欄を5回記入すること。
3. G欄には、実施施設ごとに本年度に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、実施施設ごとにC、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000,000円の端数が生じる場合は、これを切り捨てて記入すること。）

(記載上の注意)

1. F欄には、地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業の障害児支援分野のICT導入モデル事業（間接補助分）のみを記入すること。
2. G欄には、実施施設ごとにA欄からD欄を乗じし額を記入すること。
3. G欄には、実施施設ごとにA通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、実施施設ごとにB欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

(記載上の注意)

1. 本表には、地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業の、ICT導入に伴う研修会事業費のみを記入すること。
2. C欄には、A欄からB欄を差引いた額を記入すること。
3. E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. H欄には、C欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。

④児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（直接補助分）

施設種別	施設名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G×1/2)
		A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円
合 計								※61	※62

- （記載上の注意）
1. 本表には、地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業の障害児支援分野の児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（直接補助分）のみを記入すること。
 2. C 欄には、実施施設ごとに A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
 3. E 欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
 4. F 欄には、実施施設ごとに C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 5. H 欄には、G 欄の額に 1/2 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

⑤児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県等 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (I×2/3)
		A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円
合 計										※63	※64

- （記載上の注意）
1. 本表には、地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業の、児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）のみを記入すること。
 2. C 欄には、実施施設ごとに A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
 3. E 欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
 4. F 欄には、実施施設ごとに C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 5. G 欄には、F 欄の額に 3/4 を乗じた額を記入すること。
 6. I 欄には、G 欄と H 欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
 7. J 欄には、I 欄の額に 2/3 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

障害児支援人材確保・職場環境改善等事業

（都道府県名）

種目		総事業費	寄附金その他の 収入予定額	差引額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	算定基準による 算定額	選定額	都道府県補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	備考	補助率
		A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円		
障害児支援人材 確保・職場環境 改善等事業	障害児支援事業 所・施設分			0			0		※65 0	※66 0		10/10
	都道府県支援分			0			0		※67 0	※68 0		10/10
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0		

（記載上の注意）

1. F欄は、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
2. H欄は、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入する。
3. 障害児支援事業所・施設分のI欄は、H欄に10／10を乗じて得た額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
4. 都道府県支援分のI欄は、H欄に10/10を乗じて得た額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙1

障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分） 積算内訳書

費目	対象経費の 支出予定額	積 算 内 訳
報酬		
給料		
報償費		
職員手当等		
共済費		
旅費		
役務費		
使用料及び賃借料		
委託料		
需用費		
備品購入費		
合 計	0	

「積算内訳」欄には、支出予定額の積算基礎を具体的に記入すること。

別紙2

障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（都道府県支援分） 事業内容計画書

事業の具体的内容（自由記述）

番 号
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

市 町 村 長

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金の変更交付申請について

令和 年 月 日こ支虐第 号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|-----------------|---|---|
| 1 | 今回追加交付（一部取消）申請額 | 金 | 円 |
| | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| | 変更後国庫補助所要額 | 金 | 円 |

2 変更を必要とする理由

- 3 令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金変更所要額調書（別表1）

- 4 令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金変更所要額明細書（別表2）

(添付書類)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額調書

都道府県名						
市区町村名						
区 分	中区分	事 業 名	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	既交付決定額	差引国庫 補助所要額 (B－C)
			A 円	B 円	C 円	D 円
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携 基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	※ 1	※ 2		
	児童相談所等における I C T 化 推進事業	児童相談所等における I C T 化推進事業	※ 3	※ 4		
	児童養護施設等の生活向上のため の環境改善事業（改正児童福祉 法関連施設・事業所開設等支 援事業等分）	性被害防止対策支援事業（直接補助分）	※ 5	※ 6		
		性被害防止対策支援事業（間接補助分）	※ 7	※ 8		
	ヤングケアラー支援体制強化事 業	ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調 査スタートアップ加算分）	※ 9	※ 10		
	障害児安全安心対策事業	性被害防止対策支援事業（直接補助分）	※ 11	※ 12		
		性被害防止対策支援事業（間接補助分）	※ 13	※ 14		
合 計						

（記載上の注意）
1. A 欄及び B 欄には、別表 2 により算出した額（※ 1 から※ 14）を記入すること。
2. C 欄には、既交付決定額を記入すること。
3. D 欄には、B 欄から C 欄を差し引いた額を記入すること。

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

市区町村名

対象システム	実施内容	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額 (C－D)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (I×1/2)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円

- （記載上の注意）
- 1. 本表には、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
 - 2. A 欄には、対象システムとして「要保護児童等に関する情報共有システム」を選択し、記入すること。
 - 3. B 欄には、「システム改修の実施方法」、「システム改修内容」、「改修により期待される効果」の 3 点について簡潔に記載すること。
 - 4. E 欄には、C 欄から D 欄を差し引いた額を記入すること。
 - 5. G 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 - 6. H 欄には、E 欄、F 欄及び G 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 7. I 欄には、H 欄の額を記入すること。
 - 8. J 欄には、I 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1，000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業

市区町村名

施設種別等	事業所等名	実施内容	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (B－C)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (H×1/2)
		A	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円
合 計									※3	※4

（記載上の注意）

1. 本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）について記入すること。
2. A欄には、実施内容について、簡潔に記入すること。（例：安全確認等を行う外出先での記録のためのタブレット端末をリース）
3. D欄には、B欄からC欄を差し引いた額を記入すること。
4. F欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
5. G欄には、D欄、E欄及びF欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額を記入すること。
7. I欄には、H欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

①市町村分

市区町村名

施設種別	設置主体 (公立、私立の別)	対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (D－E)	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (J×1/2)	導入備品内容 (主な購入物品)					導入内容 (その他の具体的な内容を記載)
											バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
A	B	C	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円	K 円						M
合 計												箇所	箇所	箇所	箇所	

(記載上の注意)

2. A表には、児童虐待防止等の活動上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
3. A表には実施計画記載の施設費等を記入すること。
4. B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
5. C欄には、対応施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
6. H欄には、対応施設ごとにA表のB欄、C欄、D欄、E欄の合計額（1E）を記入すること。
7. I欄には、対応施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
8. J欄には、対応施設ごとにI欄の額を記入すること。
9. K欄には、J欄の額に1/3を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
10. L欄には、導入内訳の種類ごとを記入すること。（複数選択可）
11. M欄には、導入内訳を記載すること。

②市町村が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）

施設種別	設置主体 (公立、私立の別)	対象施設名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 (D－E)	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	(Ⅰ×3/4)	市町村 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (Ⅱ×2/3)	導入備品内容 (主な購入物品)					導入内容 (その他の具体的な内容を記載)
													N	O	P	Q	R	
A	B	C	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J	K	L	M	バーテーション	簡易屏	簡易更衣室	カメラ	その他	O
合 計									円	円	円	円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

(記載上の注意)

1. A欄には、児童養護施設等の生活向上のための施設改善事業（性被害防止対策支援事業等）のうち、間接補助分のみを記入すること。
2. A欄には、実業学校等の施設別記入をする。
3. B欄には、公営（自治体）の施設、又は（公社）又は（公団）を記入すること。
4. F欄には、対象施設とD欄からE欄を差引いた額を記入すること。
5. H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（1,000,000円）を記入すること。
6. H欄には、対象施設ごとにG欄とH欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
7. I欄には、対象施設の合計額に3,4を乗じた額を記入すること。
8. L欄には、J欄とK欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
9. N欄には、L欄の値に2と3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
10. O欄には、記入内容が正確なことを示す。（複数施設可）

都道府県名
市区町村名

ヤングケアラー支援体制強化事業

1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）

（1）事業内容

事業内容	調査の実施機関	調査の実施期間	調査対象者	調査方法 （記名の有無）	スタートアップ 加算の活用内容	共同実施 の有無
A	B	C	D	E	F	G

1. 本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
2. A欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費 など）
3. B欄からE欄については、スタートアップ加算の活用等により調査自体の実施が次年度以降になる場合は、想定される実施内容を記入すること。
4. F欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記入すること。（例：自治体専用のWebフォーム作成 など）

（2）申請内容

総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差 引 額 （H－I）	対象経費の 支出予定額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 （N×2/3）
H	I	J	K	L	M	N	O
円	円	円	円	円	円 ※9	円 ※10	円

1. L欄には、本通知に定める基準額を記入すること。スタートアップ加算を活用する場合は、基準額に上乗せして記入すること。
2. M欄には、J欄、K欄及びL欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
3. N欄には、M欄の額を記入すること。
4. O欄には、N欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（3）共同実施

共同実施先の 自治体名	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分）	基準額 （共同実施自治体分）
P	Q	R

- （記載上の注意）
1. P欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
2. Q欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とK欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
3. R欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とL欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

障害児安全安心対策事業
①性被害防止対策支援事業（直接補助分）

市区町村名																
施設種別	設置主体 （公立、私立の別）	対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助対象額 （J×1/2）	導入備品内容 （主な導入物品）					導入内容 （その他の具体的な内容を記載）
											K （J×1/2）	パソコン等	監視カメラ	防犯カメラ	その他	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K					M
						0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0					
合計			H	H	H	H	H	H	H	H	H	算定	算定	算定	算定	
0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- （記載上の注意）
1. A欄には実施事業種記載の施設種別を記載すること。
 2. B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記載すること。
 3. F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
 4. H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（100,000円）を記入すること。
 5. I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 6. J欄には、対象施設ごとにI欄の額を記入すること。
 7. K欄には、J欄の額に1/2を乗じた額（1,000円未満の増減が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
 8. L欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
 9. M欄には、導入内容を記載すること。
 10. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

②性被害防止対策支援事業（間接補助分）

施設種別	設置主体 （公立、私立の別）	対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	(I×3/4)	国庫補助基本額	国庫補助対象額 （I×3/4）	導入備品内容 （主な導入物品）					導入内容 （その他の具体的な内容を記載）
												M （I×3/4）	パソコン等	監視カメラ	防犯カメラ	その他	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L					O
						0	0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0	0					
						0	0	0	0	0	0	0					
合計			H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	算定	算定	算定	算定	
0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- （記載上の注意）
1. A欄には実施事業種記載の施設種別を記載すること。
 2. B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
 3. F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
 4. H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（100,000円）を記入すること。
 5. I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
 6. J欄には、I欄の額に3/4を乗じた額を記載すること。
 7. L欄には、K欄とJ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
 8. M欄には、L欄の額に3/3を乗じた額（1,000円未満の増減が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
 9. N欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
 10. O欄には、導入内容を記載すること。
 11. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

番
令 和 年 月 号
日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金精算書（別表 1）
- 2 令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金精算額調書（別表 2）
- 3 令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金実績調書（別表 3）

（添付書類）

- （1）当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄
に明記すること。）
- （2）その他参考となる資料

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算書

区 分		中区分	事 業 名	国庫補助 基本額	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名			
					国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	返納額 (D－B)
児童虐待防止対策等支援事業			児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	※1	※2			
			児童相談所と警察との児童虐待にかかわる情報共有システム構築事業	※3	※4			
			児童相談所等におけるICT化推進事業	※5	※6			
			児童相談所等におけるICT化推進事業	※7	※8			
			民間団体分（間接補助分）	※9	※10			
			市町村分（間接補助分）	※11	※12			
			虐待・思春期問題情報研修センター事業	※13	※14			
			児童養護施設送所者等に対する自立支援資金貸付事業	※15	※16			
			民間団体分（間接補助分）	※17	※18			
			改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（里親支援センター分）	※19	※20			
			改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（社会的養護自立支援拠点事業所分）	※21	※22			
			改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（社会的養護自立支援拠点事業所分）	※23	※24			
			改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（社会的養護自立支援拠点事業所分）	※25	※26			
			改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（社会的養護自立支援拠点事業所分）	※27	※28			
			市町村分（間接補助分）	※29	※30			
			里親負担軽減事業	※31	※32			
			熱中症防止対策支援事業	※33	※34			
			市分（間接補助分）	※35	※36			
			都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分	※37	※38			
			都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）	※39	※40			
			共働き家庭里親等支援強化事業	※41	※42			
			ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）	※43	※44			
			ヤングケアラー支援体制強化事業	※45	※46			
			熱中症防止対策支援事業	※47	※48			
			市町村分（間接補助分）	※49	※50			
			性被害防止対策支援事業	※51	※52			
			都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）	※53	※54			
			障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業	※55	※56			
			障害児支援分野のICT導入モデル事業（直接補助分）	※57	※58			
			障害児支援分野のICT導入モデル事業（間接補助分）	※59	※60			
			地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業	※61	※62			
			地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業	※63	※64			
			障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分）	※65	※66			
			障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分）	※67	※68			
			障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（都道府県支援分）					
			合 計					

（記載上の注意）
1. A欄及びB欄には、別表2により算出した額（※1から※68）を記入すること。
2. C欄には、交付決定額を記入すること。
3. D欄には、国庫補助金の受入済額を記入すること。
4. E欄には、D欄からB欄を差し引いた額を記入すること。（その額が、0円を超える場合は0円と記入すること。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調査書

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名										
区 分	中区分	事 業 名	総事業費	寄付金 その他の収入額	差引額 (A－B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
			A	B	C	D	E	F	G	H
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業							※1 0	※2 0
		児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業							※3	※4
		児童相談所等におけるICT化推進事業							※5	※6
		児童相談所等におけるICT化推進事業							※7	※8
		虐待・思春期問題情報研修センター事業							※9	※10
		虐待・思春期問題情報研修センター事業							※11	※12
		児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業							※13	※14
		児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業							※15	※16
		開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合							※17	※18
		改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（里親支援センター分）							※19	※20
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等）	改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（社会的養護自立支援拠点事業所分）							※21	※22
		改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（社会的養護自立支援拠点事業所分）							※23	※24
		改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（妊産婦等生活援助事業所分）							※25	※26
		改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（妊産婦等生活援助事業所分）							※27	※28
		里親負担軽減事業							※29	※30
		北海道、札幌市、旭川市、函館市分							※31	※32
		北海道、札幌市、旭川市、函館市分							※33	※34
		北海道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市分							※35	※36
		北海道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）							※37	※38
		北海道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）							※39	※40
	共働き家庭里親等支援強化事業	共働き家庭里親等支援強化事業							※41	※42
		共働き家庭里親等支援強化事業							※43	※44
		北海道、札幌市、旭川市、函館市分							※45	※46
		北海道、札幌市、旭川市、函館市分							※47	※48
		北海道府県、指定都市、中核市分							※49	※50
		北海道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）							※51	※52
		北海道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）							※53	※54
		障害児支援分野のICT導入モデル事業（直接補助分）							※55	※56
		障害児支援分野のICT導入モデル事業（直接補助分）							※57	※58
		障害児支援分野のICT導入モデル事業（直接補助分）							※59	※60
	地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業	地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業							※61	※62
		地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業							※63	※64
		児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）							※65	0
		児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）							0	0
障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分）								※67	0	
障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分）								0	0	
障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分）								0	0	
障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分）								0	0	
障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分）								0	0	
障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分）								0	0	

（記載上の注意）
1. G欄及びH欄には、別表3により算出した額（※1から※68）を記入すること。

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

対象システム	実施内容	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額 (C－D)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助所要額 (I ×1/2)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		円	円	円	円	円	円	※ 1 円	※ 2 円

- （記載上の注意）
- 1. 本表には、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業のうち、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
 - 2. A 欄には、対象システムとして「①児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツール」、「②要保護児童等に関する情報共有システム」又は「③①と②両方のシステムに係る改修」を選択し、記入すること。
 - 3. B 欄には、「システム改修の実施方法」、「システム改修内容」、「改修により期待される効果」の 3 点について簡潔に記載すること。
 - 4. E 欄には、C 欄から D 欄を差し引いた額を記入すること。
 - 5. G 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 - 6. H 欄には、E 欄、F 欄及び G 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 7. I 欄には、H 欄の額を記入すること。
 - 8. J 欄には、I 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1，000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

対象システム	実施内容	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額 (C－D)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助所要額 (I ×1/2)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		円	円	円	円	円	円	※ 3 円	※ 4 円

- （記載上の注意）
- 1. A 欄には、対象システムとして「①警察署等への端末整備（都道府県のみ）」、「②児童相談所システム改修」又は「③①と②両方実施（都道府県のみ）」を選択し、記入すること。
 - 2. B 欄には、「システム構築の概要」、「システム構築により期待される効果」の 2 点について簡潔に記載すること。
 - 3. E 欄には、C 欄から D 欄を差し引いた額を記入すること。
 - 4. G 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 - 5. H 欄には、E 欄、F 欄及び G 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 6. I 欄には、H 欄の額を記入すること。
 - 7. J 欄には、I 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1， 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童相談所等における ICT 化推進事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別等	事業所等名	実施内容	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差 引 額 (B－C)	対象経費の実支出額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (G×1/2)
		A	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円
合 計									※ 5	※ 6

- （記載上の注意）
1. 本表には、児童相談所等における ICT 化推進事業のうち、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
 2. A 欄には、実施内容について、簡潔に記入すること。（例：安全確認等を行う外出先での記録のためのタブレット端末をリース）
 3. D 欄には、B 欄から C 欄を差し引いた額を記入すること。
 4. F 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 5. G 欄には、D 欄、E 欄及び F 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 6. H 欄には、G 欄の額を記入すること。
 7. I 欄には、H 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1，000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

①児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・民間団体実施分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

市町村名	施設種別等	事業所等名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県等 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (I×2/3)
			A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円
合計											※7	※8

（記載上の注意）
1. 本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・民間団体実施分）のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、実施施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の額に3／4を乗じた額を記入すること。
6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7. J欄には、I欄の額に2／3を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・市及び福祉事務所設置町村実施分） ※母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所分

市町村名	公立・私立 の別	施設名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差 引 額 (Ａ－Ｂ)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	(Ｆ×5/8)	都道府県 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (Ⅰ×4/5)
			A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円
市町村計												
市町村計												
市町村計												
市町村計												
市町村計												
市町村計												
合 計											※ 9	※10

(記載上の注意)

1. 本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・市及び福祉事務所設置町村実施分）のみを記入すること。

2. C欄には、実施施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。

3. E欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。

4. F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。

5. G欄には、F欄の市及び福祉事務所を設置する町村の合計額に5／8を乗じた額を記入すること。

6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。

7. J欄には、I欄の額に4／5を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

虐待・思春期問題情報研修センター事業（横浜市）

（単位：円）

総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 実支出額	算定基準による算定額	選定額	補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	備 考
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
	0						※11	※12	

（記載上の注意）

- 1． E 欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入すること。
- 2． F 欄には、C 欄、D 欄及び E 欄を比較して最も少ない額を記入すること。
- 3． H 欄には、F 欄と G 欄を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4． I 欄には、H 欄の額と同額を記入すること。（1，000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

①児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県等実施分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

自治体名	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G×9/10)
	A	B	C	D	E	F	G	H
	円	円	円	円	円	円	※13 円	※14 円

（記載上の注意）

1. 本表には、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県等実施分）のみを記入すること。
2. C欄には、A欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. H欄には、G欄の額に9/10を乗じた額を記入すること。（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）

団体名	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計								※15	※16

（記載上の注意）

1. 本表には、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）のみを記入すること。
2. C欄には、各団体ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、各団体ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. H欄には、F欄とG欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
6. I欄には、H欄の額と同額を記入すること。（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

(1) 里親支援センター

① 開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合

事業所等名	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額 (A - B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G × 3/4)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円
合計							※17	※18

(記載上の注意)

- 1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の事業のみ記入すること。
- 2. C 欄には、事業所等ごとに A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
- 3. E 欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（8, 0 0 0, 0 0 0 円）を記入すること。
- 4. F 欄には、事業所等ごとに C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
- 5. G 欄には、事業所等ごとに F 欄の額を記入すること。
- 6. H 欄には、G 欄の額に 3 / 4 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

(1) 里親支援センター

② 開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）

事業所等名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差 引 額 (A－B) C 円	対象経費の 実支出額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 (G×1/2) H 円
合計							※19	※20

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）の事業のみ記入すること。
2. C欄には、事業所等ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（8,000,000円）を記入すること。
4. F欄には、事業所等ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、事業所等ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

(1) 里親支援センター

③ 開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）

事業所等名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差 引 額 (A－B) C 円	対象経費の 実支出額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 (G×2/3) H 円
合計							※21	※22

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）の事業のみ記入すること。
2. C欄には、事業所等ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（8,000,000円）を記入すること。
4. F欄には、事業所等ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、事業所等ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

（２）社会的養護自立支援拠点事業所

事業所等名	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差 引 額 (A－B) C 円	対象経費の 実支出額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	国庫補助 所要額 (G×1/2) H 円
合計							※23	※24

（記載上の注意）

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、社会的養護自立支援拠点事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の事業のみ記入すること。
2. C 欄には、事業所等ごとに A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
3. E 欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（8, 000, 000 円）を記入すること。
4. F 欄には、事業所等ごとに C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G 欄には、事業所等ごとに F 欄の額を記入すること。
6. H 欄には、G 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1, 000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）

（3）妊産婦等生活援助事業

① 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

事業所等名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	対象経費の実支出額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (G×1/2)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円
合計							※19	※20

（記載上の注意）

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が妊産婦等生活援助事業を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の直接補助事業のみ記入すること。
2. C欄には、事業所等ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（8,000,000円）を記入すること。
4. F欄には、事業所等ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、事業所等ごとにF欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

(3) 妊産婦等生活援助事業
② 市町村分（間接補助分）

事業所等名 (市及び福祉事務所 設置町村名)	総事業費 A 円	寄付金その他 の収入額 B 円	差 引 額 (A－B) C 円	対象経費の 実支出額 D 円	算定基準に よる算定額 E 円	選定額 F 円	(F×3/4) G	都道府県 補助額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所要額 (G×2/3) J 円
合計							円	円	※27 円	※28 円

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が妊産婦等生活援助事業を開業するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. C欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額（8,000,000円）を記入すること。
4. F欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の市及び福祉事務所を設置する町村の合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7. J欄には、I欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

自治体名	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G×1/2)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円
							※29	※30

（記載上の注意）

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）について、記入すること。
2. C 欄には、A 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。
3. E 欄には、本通知に定める基準額（500,000 円）を記入すること。
4. F 欄には、C 欄、D 欄及び E 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G 欄には、F 欄の額を記入すること。
6. H 欄には、G 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）
①北海道、札幌市、旭川市、函館市分

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A－B)	対象経費の実支出額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (G×1/2)	設置室数	設置台数	導入内容 (具体的な内容を記載)
		A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	部屋	台	
合 計								※31	※32			

- （記載上の注意）
1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
 2. C欄には、対象施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
 3. E欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（1, 0 0 0, 0 0 0円）を記入すること。
 4. F欄には、対象施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 5. G欄には、対象施設ごとにF欄の額を記入すること。
 6. H欄には、G欄の額に1／2 を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②市分（間接補助分）

市名	施設種別	対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	(F×3/4)	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (I×2/3)	設置室数	設置台数	導入内容 (具体的な内容を記載)
			A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G	H	I	J	部屋	台	
合 計									円	円	円	円			

- （記載上の注意）
1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）のうち、間接補助分のみを記入すること。
 2. C欄には、対象施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
 3. E欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（1, 0 0 0, 0 0 0円）を記入すること。
 4. F欄には、対象施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 5. G欄には、F欄の市の合計額に3／4を乗じた額を記入すること。
 6. I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
 7. J欄には、I欄の額に2／3を乗じた額を記入すること。（1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

①都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市分

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
2. A欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
3. B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
4. F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
5. H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（100,000円）を記入すること。
6. I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7. J欄には、対象施設ごとにI欄の額を記入すること。
8. K欄には、J欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものとする。）
9. L欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
10. M欄には、導入内容を記載すること。

②都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）

施設種別	設置主体 (公立、私立の別)	対象施設名	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額 (D－E)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	(I ×3/4)	都道府県等 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (L ×2/3)	導入備品内容 (主な購入物品)					導入内容 (その他の具体的な内容を記載)
													N				O	
A	B	C	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J	K	L	M	バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
合 計									円	円	円	円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

(記載上の注意)

1. A欄には、児童養護施設等の生活向上のための施設改善事業（性被害防止対策支援事業等）のうち、間接補助分のみを記入すること。
2. A欄には、実業学校等の施設別別を記入すること。
3. B欄には、公営（自治体）の施設、又は（公社）又は（株）を記入すること。
4. F欄には、対象施設としてD欄からE欄を差引いた額を記入すること。
5. H欄には、対象施設としてA通知に定める基準額（1,000,000円）を記入すること。
6. H欄には、対象施設としてG欄及びH欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
7. I欄には、対象施設の合計額に3,4を乗じた額を記入すること。
8. L欄には、J欄とK欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
9. N欄には、L欄の値に2と3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
10. O欄には、記入内容が正確なことを示す。（複数施設可）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

共働き家庭里親等支援強化事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

事業所等名	法人等名	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額 (C－D)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助所要額 (I×10/10)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		円	円	円	円	円 10,000,000	円	円※39	円※40

- （記載上の注意）
- 1. 本表には、共働き家庭里親等支援強化事業について、記入すること。
 - 2. A 欄には、事業所等の名称を、B 欄には事業所等を運営する法人等の名称を記入すること。
 - 3. E 欄には、C 欄から D 欄を差し引いた額を記入すること。
 - 4. G 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 - 5. H 欄には、E 欄、F 欄及び G 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 6. I 欄には、H 欄の額を記入すること。
 - 7. J 欄には、I 欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調査

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

ヤングケアラー支援体制強化事業

1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）

（1）事業内容

事業内容	調査の実施機関	調査の実施期間	調査対象者	調査方法 （記名の有無）	スタートアップ 加算の活用内容	共同実施 の有無
A	B	C	D	E	F	G

1. 本表には、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. A欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費 など）
3. B欄からE欄については、スタートアップ加算の活用等により調査自体の実施が次年度以降になる場合は、想定される実施内容を記入すること。
4. F欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記入すること。（例：自治体専用のWebフォーム作成 など）

（2）申請内容

総事業費	寄付金その他の 収入額	差 引 額 （H－I）	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 （N×2/3）
H	I	J	K	L	M	N	O
円	円	円	円	円	円	円	円

1. L欄には、本通知に定める基準額を記入すること。スタートアップ加算を活用する場合は、基準額に上乗せして記入すること。
2. M欄には、J欄、K欄及びL欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
3. N欄には、M欄の額を記入すること。
4. O欄には、N欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てたものとする。）

（3）共同実施

共同実施先の 自治体名	対象経費の 実支出額 （共同実施自治体分）	基準額 （共同実施自治体分）
P	Q	R

- （記載上の注意）
1. P欄には、共同実施先となる自治体を記入すること。
2. Q欄には、共同実施先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とK欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
3. R欄には、共同実施先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とL欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

2 ヤングケアラー支援体制構築事業（都道府県における18歳以上のヤングケアラー支援分）

（1）事業内容

配置場所	配置人数	実施機関	業務内容	対象年齢	対応ケース数(見込)
					0 件

（2）申請内容

総事業費	寄付金その他の 収入額	差 引 額 （A－B）	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 （G×2/3）
A	B	C	D	E	F	G	H
円	円	円	円	円	円	円	円

- （記載上の注意）
1. 本表には、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2. E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
3. F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
4. G欄には、F欄の額を記入すること。
5. H欄には、G欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てたものとする。）

（3）共同実施

共同実施先の 自治体名	対象経費の 実支出額 （共同実施自治体分）	基準額 （共同実施自治体分）
I	J	K

- （記載上の注意）
1. I欄には、共同実施先となる自治体を記入すること。
2. J欄には、共同実施先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とK欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
3. K欄には、共同実施先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とL欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

①障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

(記載上の注意)

1. 本表には、障害児支援事業等における ICT を活用した発達支援推進モデル事業（直接補助分）のみを記入すること。
2. C欄には、実施施設ごとにC欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てたものとする。）

(記載上の注意)

1. 本表には、地震被害支援事業等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業（間接補助分）のみを記入すること。
2. C欄には、実施施設ごとにA欄からB欄まで並し記入の額を記入すること。
3. E欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較してこれより少ない額を記入すること。
5. I欄には、H欄の額に10%を上乗せした額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別紙

障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業 精算内訳書

「積算内訳」欄には、実支出額の積算基礎を具体的に記入すること。

①障害児支援分野のICT導入モデル事業（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	施設名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A－B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G×1/2)	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引 過不足額 (J－H)
			A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円
合 計								855	856			

(記載上の注意)

1. 本表には、地域障害児支援体制充実のためのICT活用推進事業の障害児支援分野のICT導入モデル事業（直接補助分）のみを記入すること。
2. C欄には、実施施設ごとにA欄及びB欄を引いた差額を記入すること。
3. E欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄は、F欄の差額を記入すること。
6. H欄には、G欄の値に1/2を乗じた額を記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

②障害児支援分野のICT導入モデル事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費	寄付金その他の	差 引 額	対象経費の	算定基準に	選定額	(F × 3 / 4)	都道府県等	国庫補助	国庫補助	国庫補助金	国庫補助金	差引	
			収入額	(A ― B)	実支出額	による算定額		補助額	基本額	所要額 (I × 2 / 3)	交付決定額	受入実績	過不足額 (L ― J)		
			A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円	K 円	L 円	M 円
合 計											※57	※58			

(記載上の注意)

1. 本表には、地域障害児支援体制充実のためのICT活用推進事業の障害児支援分野のICT導入モデル事業（間接補助分）のみを記入すること。
2. F欄には、実施施設ごとにA欄からB欄まで差し別けた欄を記入すること。
3. G欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準事項を記入すること。
4. F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれも少ない値を記入すること。
5. G欄には、F欄の値に3/4を乗じた値を記入すること。
6. H欄には、F欄の値と比較して、いずれか少ない方の値を記入すること。
7. H欄には、I欄の値に2/3を乗じた値を記入すること（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。

③都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会

④郵便料・通信郵便・中継料が免除した郵便等	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (G×1/2)	国庫補助全 交付決定額	国庫補助全 実入済額	差引 過不足額 (J-H)
		A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円
							※59	※60			

(記載上の注意)

1. 本表には、地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業の、ICT導入に伴う研修会事業費のみを記入すること。
2. C欄には、A欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
3. E欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
4. F欄には、C欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5. G欄には、F欄の額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記入すること。

令和7年度(令和6年度からの繰越分)児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調査

令和7年度(令和6年度からの繰越分) 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業 実績報告(総括)

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

【基本情報】

担当課室名	
担当課室電話番号	
担当者名	
メールアドレス(担当課)	
メールアドレス(担当者)	

【報告に当たっての確認事項】 ※記載内容を確認し、チェックすること。

障害児支援分野のICT導入モデル事業を実施する場合に、ICT導入を希望する障害福祉サービス事業者等を対象にICT導入に伴う研修会を開催した。

1. 報告情報

①障害児支援分野のICT導入モデル事業

(1)補助実施事業所数		事業所
(2)国庫補助対象経費の実支出額【合計】		円
(3)国庫補助基本額【合計】		円
(4)国庫所要額【合計】		- 円

(5)都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会経費の実支出額		円
(6)都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会経費の国庫補助基本額 ※上限272千円【1(5)が272千円以下の場合は、1(5)の金額を記入】		円
(7)都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会経費の国庫補助所要額		- 円

②児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

(1)補助実施事業所数		事業所
(2)国庫補助対象経費の実支出額【合計】		円
(3)国庫補助基本額【合計】		円
(4)国庫所要額【合計】		- 円

所要額 - 円

①障害児支援分野のICT導入モデル事業と、 ②児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業の、 両方を申請する事業所を記載すること ※適宜行を追加すること	1	法人名		事業所名	
	2	法人名		事業所名	
	3	法人名		事業所名	

2. 総括表(参考)

	(円)
対象経費の実支出額	-
寄附金その他の収入額	
差引額	-
基準額 ※事業者に対する補助と研修会経費を足し上げること。	
国庫補助基本額	-
国庫補助所要額	-

【基本情報】

フリガナ			
法人名			
フリガナ			
事業所名			
提供サービス(複数のサービスを提供している場合は、主たる1つのみ選択)			
職員数(常勤換算数)【「従事者の1ヶ月の勤務延時間」/「事業所等が定めている、常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数 × 4(週)」にて算出(産休・育休、休職は除く)】			
参考情報:令和元年度から令和4年度に係るICT導入モデル事業補助実績(複数回補助を受けている場合、補助年度は直近を選択)			
(補助実績)		(補助年度)	

こども家庭庁からの求めがあった場合は、ICT機器等導入の効果分析やモデル事例の公表等に対応する。

導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴している。

福祉・介護職員処遇改善加算を策定しているか、あるいは交付申請後おおむね3ヶ月以内に取得見込がある。

ICT機器等導入によって得られる生産性向上の質的効果及び職員の業務負担軽減により超過勤務手当等の経費に金銭的余裕が出た場合には、当該経費を利用하여子供たちと福祉サービスとの質の向上や職員の資力向上に適切に活用するときに、その旨を職員等に周知した。

□ 同一敷地内に障害者を支援する施設・事業所と障害児を支援する施設・事業所が併設されている場合、障害児を支援する施設・事業所に係るICT機器導入の費用のみ計上した(費用を按分した)。

ソフトウェア(事業所での業務を支援するソフトウェア(記録業務、情報共有業務、請求業務)で、各種業務を一気通貫で行うことが可能なものに限る。)



その他()

その他

(2)事業所が抱える課題

(3)ICT機器等を導入した業務内容(概要)

--

(4)ICT機器等導入前の定量的指標及びICT機器等導入により想定される定量的指標

① 前記2(3)に係る現在(ICT機器等導入前)の業務時間内訳

業務内容	業務従事者数	発生件数		C. 1件当たりの 平均処理時間	年間業務時間 D(B×C)	1人あたり 業務時間 (D÷業務従事者数)
		A.ひと月当たり	B.年間発生件数 (A×12)			
			0 件		0 時間	#DIV/0!
			0 件		0 時間	#DIV/0!
			0 件		0 時間	#DIV/0!
			0 件	0 分	0 時間	#DIV/0!

② ICT機器等導入後の前記2(3)に係る想定業務時間内訳

業務内容	業務従事者数	発生件数		C. 1件当たりの 平均処理時間	年間業務時間 D(B×C)	1人あたり 業務時間 (D÷業務従事者数)
		A.ひと月当たり	B.年間発生件数 (A×12)			
			0 件		0 時間	#DIV/0!
			0 件		0 時間	#DIV/0!
			0 件		0 時間	#DIV/0!
			0 件	0 分	0 時間	#DIV/0!

年間業務時間数想定削減率(%)

#DIV/0!

※作成文書量は該当する文書がある場合に限り入力すること。

③ 前記2(3)に係る現在(ICT機器等の導入前)の作成文書量

作成文書	作成文書量	
	A.ひと月当たり	B.年間作成文書 量 (A×12)
		0 ページ
		0 ページ
		0 ページ
	0 ページ	0 ページ

④ ICT機器等導入後の前記2(3)に係る想定作成文書量

作成文書	作成文書量	
	A.ひと月当たり	B.年間作成文書 量 (A×12)
		0 ページ
		0 ページ
		0 ページ
	0 ページ	0 ページ

年間作成文書量想定削減率(%)

#DIV/0!

(5) 想定削減率が20%を超える場合は、その要因について記載すること。

令和7年度(令和6年度からの繰越分)児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

令和7年度(令和6年度からの繰越分) 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業
障害児支援分野のICT導入モデル事業 精算内訳

自治体名

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

【基本情報】

法人名	
事業所名	
職員数(実数)	人
施設利用者数	人

機器台数等との著しい矛盾が生じていないか確認します。

実支出額： - 円

機器導入費用(合計)	初期設定に要する費用(合計)	値引額(合計)
-	-	

No.	導入内容	数量	単価	機器導入費用	初期設定に要する費用
1				0	
2				0	
3				0	
4				0	
5				0	
6				0	
7				0	
8				0	
9				0	
10				0	
合計				-	-

備考 (特別な事情等があれば記載)	
----------------------	--

※本内訳書の資料として、複数の業者から徴した見積書の写し(PDFファイルを添付すること。)
なお、ホームページ上で示されている製品価格の写しなどではなく、必ず複数の業者から見積書を徴すること。
※ソフトウェア(事業所での業務を支援するソフトウェア(記録業務、情報共有業務、請求業務)、バックオフィス業務のためのソフトウェア(業務効率化に資する勤怠管理、シフト票作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務))の導入について協議を行う場合には、請求業務等を一気通貫(転記等の業務が発生しない)で行うことが可能となっている製品であることが確認できる資料を添付すること。

令和7年度(令和6年度からの繰越分) 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業
児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業 実績報告

自治体名 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

【基本情報】

フリガナ	
法人名	
フリガナ	
事業所名	

中核機能の役割を果たす事業所の分類(次の①か②のどちらかを選択し、②を選択した場合は次の選択肢の中から1つを選択する)

☐ ①児童発達支援センター ☐ ②地域の中核機能の役割を果たすセンター以外の事業所(☐ 児童発達支援事業所・ ☐ 放課後等デイサービス事業所・ ☐ その他(

提供サービス(複数のサービスを提供している場合は、主たる1つのみ選択)

【申請に当たっての確認事項】※記載内容を確認し、チェックすること。

☐ 導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴した。

1. 経費計画

(1)国庫補助対象経費の実支出額 円
※実際に発生した費用の総額を記載

(2)国庫補助基本額 円
※上限80万円【1(1)が80万円以下の場合は、1(1)の金額を記入】

(3)国庫補助所要額 -円
※【1(2)×1/2にて算出(千円未満切捨)】

(4)主な導入機器内容(複数選択可)

パソコン

タブレット

☐ スマートフォン
☐ インカム

【ソフトウェア(オンラインミーティング等を 実施するためのものや、容量の大きいファイルを共有するための商品)に限る。】



<点線内の機器等の導入に際し、必要な場合のみチェックすること>

- 通信環境機器等(Wi-Fiルーターなど)
- 保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など)
- その他

2. 事業実績

地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化の具体的な内容

令和7年度(令和6年度からの繰越分)児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

令和7年度(令和6年度からの繰越分) 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業
児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業 精算内訳

自治体名都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

【基本情報】

法人名	
事業所名	

実支出額： - 円

機器導入費用(合計)	初期設定に要する費用(合計)	値引額(合計)
-	-	

No.	導入内容	数量	単価	機器導入費用	初期設定に要する費用
1				0	
2				0	
3				0	
4				0	
5				0	
6				0	
7				0	
8				0	
9				0	
10				0	
			合計	-	-

備考 (特別な事情等があれば記載)	
----------------------	--

※本内訳書の資料として、複数の業者から徴した見積書の写し(PDFファイルを添付すること。)
なお、ホームページ上で示されている製品価格の写しなどではなく、必ず複数の業者から見積書を徴すること。
※ソフトウェア(事業所での業務を支援するソフトウェア(記録業務、情報共有業務、請求業務)、バックオフィス業務のためのソフトウェア(業務効率化に資する勤怠管理、シフト票作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務))の導入について協議を行う場合には、請求業務等を一貫通貫(転記等の業務が発生しない)で行うことが可能となっている製品であることが確認できる資料を添付すること。

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調査書

障害児支援人材確保・職場環境改善等事業

（都道府県名）

種目		総事業費	寄附金 その他の収入額	差引額 (A－B)	対象経費の 実支出額	算定基準による 算定額	選定額	都道府県補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引 過不足額 (K－I)	備考	補助率
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
障害児支援人材 確保・職場環境 改善等事業	障害児支援事業 所・施設分			0			0		※65 0	※66 0			0		10/10
	都道府県支援分			0			0	※67	0	※68 0			0		10/10
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

（記載上の注意）

1. F欄は、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
2. H欄は、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入する。
3. 障害児支援事業所・施設分のI欄は、H欄に10／10を乗じて得た額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
4. 都道府県支援分のI欄は、H欄に10/10を乗じて得た額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙1
障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分） 精算内訳書

費目	対象経費の 実支出額（円）	精 算 内 訳
報酬		
給料		
報償費		
職員手当等		
共済費		
旅費		
役務費		
使用料及び賃借料		
委託料		
需用費		
備品購入費		
合 計	0	

「精算内訳」欄には、実支出額を具体的に記入すること。

別紙2
障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（都道府県支援分） 実施内容報告書

事業の具体的内容（自由記述）

番 号
令 和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

市 町 村 長

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金精算書（別表 1）
- 2 令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金実績調書（別表 2）

（添付書類）

- （1）当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄
に明記すること。）
- （2）その他参考となる資料

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算書

都道府県名

市区町村名

区 分	中区分	事 業 名	国庫補助 基本額 A 円	国庫補助 所要額 B 円	国庫補助金 交付決定額 C 円	国庫補助金 受入済額 D 円	返納額 (D－B) E 円
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	※1	※2			
	児童相談所等における ICT 化推進事業	児童相談所等における ICT 化推進事業	※3	※4			
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）	性被害防止対策支援事業（直接補助分）	※5	※6			
		性被害防止対策支援事業（間接補助分）	※7	※8			
	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）	※9	※10			
	障害児安全安心対策事業	性被害防止対策支援事業（直接補助分）	※11	※12			
		性被害防止対策支援事業（間接補助分）	※13	※14			
	合 計						

（記載上の注意）
1. A 欄及び B 欄には、別表 2 により算出した額（※ 1 から※ 14）を記入すること。
2. C 欄には、交付決定額を記入すること。
3. D 欄には、国庫補助金の受入済額を記入すること。
4. E 欄には、D 欄から B 欄を差し引いた額を記入すること。（その額が、0 円を超える場合は 0 円と記入すること。）

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

市区町村名

対象システム	実施内容	総事業費	寄付金その他の収入額	差 引 額 (C－D)	対象経費の実支出額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (I ×1/2)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		円	円	円	円	円	円	※ 1 円	※ 2 円

- （記載上の注意）
- 1. 本表には、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
 - 2. A 欄には、対象システムとして「要保護児童等に関する情報共有システム」を選択し、記入すること。
 - 3. B 欄には、「システム改修の実施方法」、「システム改修内容」、「改修により期待される効果」の 3 点について簡潔に記載すること。
 - 4. E 欄には、C 欄から D 欄を差し引いた額を記入すること。
 - 5. G 欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
 - 6. H 欄には、E 欄、F 欄及び G 欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
 - 7. I 欄には、H 欄の額を記入すること。
 - 8. J 欄には、I 欄の額に 1／2 を乗じた額を記入すること。（1，000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業

市区町村名

施設種別等	事業所等名	実施内容	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (B－C)	対象経費の実支出額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (H×1/2)
		A	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円
合 計									※3	※4

（記載上の注意）

1. 本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）について記入すること。
2. A欄には、実施内容について、簡潔に記入すること。（例：安全確認等を行う外出先での記録のためのタブレット端末をリース）
3. D欄には、B欄からC欄を差し引いた額を記入すること。
4. F欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
5. G欄には、D欄、E欄及びF欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
6. H欄には、G欄の額を記入すること。
7. I欄には、H欄の額に1／2を乗じた額を記入すること。（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

①市町村分

市区町村名

(記載上の注意)

1. 本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
2. A欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
3. B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
4. F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
5. H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（100,000円）を記入すること。
6. I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7. J欄には、対象施設ごとにI欄の額を記入すること。
8. K欄には、J欄の額に1/2の率を乗算して記入すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものとする。）
9. L欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
10. M欄には、導入内容を記載すること。

②市町村が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）

施設種別 A	設置主体 (公立、私立の別) B	対象施設名 C	総事業費 D 円	寄付金その他の収入額 E 円	差引額 (D－E) F 円	対象経費の実支出額 G 円	算定基準による算定額 H 円	選定額 I 円	(I ×3/4) J	市町村補助額 K	国庫補助基本額 L	国庫補助所要額 (L ×2/3) M	導入備品内容 (主な購入物品)					導入内容 N (その他の具体的な内容を記載)		
													バージョン P	簡易屏	簡易更衣室	カメラ	その他 O			
合 計									円	円※7	円※8	円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所			

(記載上の注意)

1. A欄には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、間接補助分のみを記入すること。
2. A欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
3. B欄には公立（自治体による設置）又は私立（福祉法人等による設置）を記入すること。
4. F欄には、対象施設ととにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
5. H欄には、対象施設ととに本通知に定める基準額（100,000円）を記入すること。
6. I欄には、対象施設ととにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7. J欄には、I欄の合計額に3/4を乗じた額を記入すること。
8. K欄には、I欄の合計額とJ欄の額を比較し、いずれか少ない額を記入すること。
9. M欄には、J欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（11,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
10. N欄には、導入する食品の種類に○をつけること。（複数選択可）
11. O欄には、導入内容を○記載すること。

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調査書

都道府県名
市区町村名

ヤングケアラー支援体制強化事業

1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）

(1) 事業内容

事業内容	調査の実施機関	調査の実施期間	調査対象者	調査方法 (記名の有無)	スタートアップ 加算の活用内容	共同実施 の有無
A	B	C	D	E	F	G

1. 本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
2. A欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費 など）
3. B欄からE欄については、スタートアップ加算の活用等により調査自体の実施が次年度以降になる場合は、想定される実施内容を記入すること。
4. F欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記入すること。（例：自治体専用のWebフォーム作成 など）

(2) 申請内容

総事業費	寄付金その他の 収入額	差 引 額 (H-I)	対象経費の 実支出額	算定基準に よる算定額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (N×2/3)
H	I	J	K	L	M	N	O
円	円	円	円	円	円	円※9	円※10

1. L欄には、本通知に定める基準額を記入すること。スタートアップ加算を活用する場合は、基準額に上乘せして記入すること。
2. M欄には、J欄、K欄及びL欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
3. N欄には、M欄の額を記入すること。
4. O欄には、N欄の額に2/3を乗じた額を記入すること。（1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

(3) 共同実施

共同実施先の 自治体名	対象経費の 実支出額 (共同実施自治体分)	基準額 (共同実施自治体分)
P	Q	R

- (記載上の注意)
1. P欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
2. Q欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とK欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
3. R欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とL欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

①性被害防止対策支援事業（直接補助分）

記号上の注意)

1. A欄には実施国(税関)の名称(国名)を記入すること。
2. 輸入品が、(各付添いする貨物) 2又は3 (付添い税関輸入品)に該当する貨物を「税関品」を記入すること。
3. F欄には、対象貨物として口頭輸入と口頭輸出を申告した税関品を記入すること。
4. H欄には、対象貨物として申告済みの基本品番(1000, 0000P)を記入すること。
5. I欄には、対象貨物として「税」の適用を受けし税関品を申告し、税関からの「税関品」を記入すること。
6. J欄には、対象貨物として口頭輸入税関品を記入すること。
7. K欄には、対象貨物として「2」を申告した税関品(1000P未満の申告済みの輸入品)を記入すること。
8. O欄には、輸入する貨物の品名(品名)をつけること。(税関税関用)
9. P欄には、輸入する貨物を記入すること。
10. 税関品が異なる場合は連行文を追加して記入すること。

--	--	--

[illegible]

番 号
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長
市

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金について、令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 5（5）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による積算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

- 3 添 付 書 類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。